

平成27年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成27年11月27日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場
開 会 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君
欠席議員 6番 阿部 司君
説明のために出席した者
町 長 込山 正秀君 副 町 長 田代 章君
副 町 長 室伏 博行君 教 育 長 天野 文子君
企画総務部長 小野 学君 住 民 福 祉 部 長 秋月 千宏君
経 済 建 設 部 長 池谷 精市君 教 育 部 長 田代 順泰君
町長戦略課長 長田 忠典君 総 務 課 長 小野 一彦君
未来拠点課長 遠藤 正樹君 おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君
税 務 課 長 池田 馨君 住 民 福 祉 課 長 渡邊 啓貢君
健康増進課長 米山 民恵君 防 災 課 長 後藤 喜昭君
建 設 課 長 岩田 芳和君 農 林 課 長 前田 修君
商工観光課長 山本 智春君 都 市 整 備 課 長 野木 雄次君
上下水道課長 池谷 和則君 こども育成課長 湯山 博一君
生涯学習課長 大庭 和広君 総 務 課 長 補 佐 渡辺 辰雄君
職務のために出席した者
議 会 事 務 局 長 小野 克俊君
会議録署名議員 9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君
散 会 午後0時22分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 議案第61号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について
- 日程第 5 議案第62号 建設工事に関する協定の変更について
「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定の変更について（第3回変更）」
- 日程第 6 議案第63号 町有財産の貸付けについて
- 日程第 7 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第65号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第66号 小山町自治基本条例の制定について
- 日程第10 議案第67号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第68号 小山町景観条例の制定について
- 日程第12 議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第13 議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第76号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第77号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第78号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第79号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第80号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第81号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明

追加日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結について

「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良
工事」

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

会議に入る前に、去る10月2日、享年70歳をもって御逝去されました故真田 勝議員に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、故人をしのんで黙祷をささげたいと存じます。よろしく願いいたします。それでは、皆様御起立ください。黙祷。

（黙 祷）

○議長（米山千晴君） ありがとうございます。御着席ください。

続きまして、故真田 勝議員に対しまして、追悼演説を行います。葬儀、告別式につきましては、10月8日、小山町議会・真田家合同葬をもってとり行いました。葬儀委員長として関係者の皆様に改めてお礼を申し上げます。

それでは、葬儀副委員長を務められました池谷副議長、追悼演説をお願いいたします。

○副議長（池谷 弘君） 真田 勝議員の御逝去に際しまして、追悼の言葉を述べさせていただきます。

私は、この議場の演壇に登壇させていただき、去る10月2日午後3時59分、忽然として幽明境を異にした故真田 勝議員の御霊に対しまして、謹んで哀悼の誠をささげます。

10月2日、私どもは駿東郡議長会役員会にて長泉町役場におりました。役員会が終了した際、米山議長の携帯電話に突然の訃報の連絡が息子さんから入ったのでありました。その突然の訃報に接し、言いようのない驚きと悲しみの中で、あなたとこの世で再びお目にかかれない事実を自らの心に言い聞かせるとき、運命の余りの厳しさに心打ちひしがれる思いでございました。

あなたは町民の多くが知るところである小山町の大規模農業経営者の第一人者でありました。その農業経営における手腕、卓越した先見性は誰もが認めるところでありました。また、下古城区長を合計3期務めるなど、その人柄は多くの方を魅了し、高潔な人格と併せ、誰にでも優しさのあふれる御性格により様々な分野で先頭に立ち御活躍されました。

そうしたあなたは広く町民の信望を集めるところとなり、平成11年4月に行われた小山町議会議員選挙で見事初当選されました。以来、議会議員を4期と5か月間務め上げられ、私達現職議員の大黒柱として大変大きな存在でございました。

在職中は1期目の総務委員会委員を皮切りに、経済建設委員、総務建設委員、議会運営委員などを歴任し、生業である農業経験を生かし、議会推薦の農業委員会委員としても長年活躍され、専門的見地と議会議員としての意見が町の農業に与えた影響は計り知れないものがあったと思います。

また、2期目の4年間は副議長の要職を務め、議長を補佐するとともに、広報対策特別委員長としても、より良い議会だよりの発行に尽力されました。そして、4期目の平成23年から2年間、議長の要職につかれました。折しも町は平成22年9月の台風災害からの復興に全力を注視しているところでした。議長として災害復旧対策特別委員会を組織し、町の復興事業に協力するとともに、町民目線の復興を町に提言する中心的な役割を担いました。

その他にも、あなたの議員としての卓越した知識と実行力により、広域行政組合議会議員、議会選出監査委員、議会改革などに大きく貢献されました。そんなあなたは平成26年に手術を受けられましたが、その後、体調も戻られ、新たな任期に入り、議員一同で町のため全力で取り組んでいるところでありました。

そして、今年の夏に若干体調を崩されているとお聞きしておりましたが、9月定例会の初日、2日目には、私達同僚議員にあなたの議会議員としての気概を強く見せていただきました。そのお姿は私達議員の心に深く深く刻まれております。

しかし、そのときに議場でお見受けする最後の機会になろうとは私ども議員一同夢だに思いませんでした。折しもあなたがお亡くなりになったのは、あなたが議員活動とともに一生をささげた農業の収穫期でありました。最後までコンバインに乗り続けたというお心が、あなたの政治活動や農業に取り組む姿勢の全てではなかったかと思われ、あなたの無念さが深く心にしみ渡ります。

残された御家族様の御心中は察して余りあるものがございしますが、私ども議会議員一同、あなたのお姿とその姿勢を深く心に受け止め、今後の議員活動に邁進いたしますことを、御家族をはじめ町民の皆様方にお誓い申し上げます。そして、あなたの御遺徳と幾多の御功績は永久に本町政にかかわる者並びに町民の胸に生き、長くたたえられることであらうと願います。

追悼の念には限りがありますが、まだまだ御活躍いただかなければならない場面が多く残されておりました。本当に悔い悔やまれるところではありますが、今はただ心からあなた様の御冥福をお祈り申し上げますことしかできません。どうか天上にあつて残されました奥様をはじめ、御家族の皆様の前途に限りない御加護と、小山町の限りない発展を見守ってくださいませよう、心からお願い申し上げます、ここに謹んで追悼の言葉といたします。

真田 勝議員、どうか安らかに眠りください。

平成27年11月27日

小山町議会副議長 池谷 弘。

○議長（米山千晴君） 故真田 勝議員の御家族様、本日は本当にありがとうございました。ここで御退席をお願いいたします。

ここで御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届け出がなされておりますので御報告申し上げます。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成27年第6回小山町議会12月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 池谷洋子君、10番 込山恒広君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月16日までの20日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第61号から議案第81号までの21議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成27年第6回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、条例の制定3件、条例の全部改正1件、条例規約の改正6件、協定の変更1件、町有財産の貸し付け1件、指定管理者の指定2件、補正予算7件の、合計21件であります。

はじめに、議案第61号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、常勤職員に対する退職手当の支給事務、非常勤職員の公務上または通勤による災害に対する認定及び補償事務を共同処理している組合であります。今回の変更は、田方地区消防組

合の構成市町が増加することに伴い、名称を駿東伊豆消防組合へ変更するものであります。この組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号 建設工事に関する協定の変更についてであります。

本案は、町道3975号線の須川にかかる橋梁上部工の工事を委託することに伴い、平成25年7月11日に中日本高速道路株式会社東京支社と締結した、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定を変更するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号 町有財産の貸付けについてであります。

本案は、健康福祉会館の一部を社会福祉法人小山町社会福祉協議会に貸し付けするもので、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてであります。

小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者を株式会社フジヤマ・クオリティに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号 小山町町民いこいの家指定管理者の指定についてであります。

小山町町民いこいの家指定管理者を足柄サービス合同会社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 小山町自治基本条例の制定についてであります。

本案は、町民、議会、執行機関がそれぞれの役割を果たし、協働してまちづくりを推進するため、町民、議会、執行機関等の活動等に当たっての共通のルールを定める条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第67号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号を割り当て、国の行政機関や地方公共団体などにおいて社会保障、税、災害対策の分野で利用するに当たり、個人番号の独自利用や特定個人情報の庁内連携等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第68号 小山町景観条例の制定についてであります。

本案は、町の良好な景観の保全及び形成を目的とし、小山町景観条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する

条例についてであります。

本案は、現在、町が直営で管理している農村活性化センターについて、町の経費縮減及び6次産業化の更なる推進を図るために、その管理を指定管理者に行わせることができるよう条例の整備を行うものであります。

次に、議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、交付される個人番号カードを利用してコンビニエンスストアに設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付等について、小山町印鑑条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、入湯税の税率等を改定するために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年9月30日に地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、小山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、都市公園である須走多目的広場のパークゴルフ場を廃止するものであります。

次に、議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなることから、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

現時点における決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理等をお願いするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,824万4,000円を増額し、歳入歳出の総額を97億7,133万6,000円とするものであります。また、併せて継続費、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第76号から議案第81号までは、6つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第76号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

人件費の補正に伴うもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、歳入歳出総額を25億2,024万6,000円とするものであります。

次に、議案第77号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

人件費の補正に伴うもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,000円を増額し、歳入歳出総額を1億9,898万8,000円とするものであります。

次に、議案第78号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

人件費の補正に伴うもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,022万2,000円を減額し、歳入歳出総額を18億2,216万円とするものであります。

次に、議案第79号 平成27年度宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

現時点における決算見込み額から予算の整理等をお願いするもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ205万8,000円を減額し、歳入歳出総額を2億6,065万6,000円とするものであります。

次に、議案第80号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

人件費の補正に伴うもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ13万1,000円を減額し、歳入歳出総額を1億7,366万9,000円とするものであります。

次に、議案第81号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。人件費の補正に伴うものであります。

以上、今定例会に提案いたしました議案の提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第61号、補正予算に関します議案第76号から議案第78号及び議案第80号から議案第81号につきましては、人件費のみの補正予算となりますので、補足説明を省略し、その他の議案につきましては関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 議案第61号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約について

○議長（米山千晴君） 日程第4 議案第61号 静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第62号 建設工事に関する協定の変更について

「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定の変更について（第3回変更）」

○議長（米山千晴君） 日程第5 議案第62号 建設工事に関する協定の変更について「第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定の変更について（第3回変更）」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第62号 建設工事に関する協定の変更についてであります。

本案は、平成25年7月11日に中日本高速道路株式会社東京支社と締結した第二東海自動車道横浜名古屋線建設に伴う町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定の変更案件であります。

内容は、町道3975号線の須川にかかる橋長87メートルの橋梁上部工の工事委託において、製作費用の数量減に伴い協定額を減額変更するものであります。変更による減額分は19万159円で、変更協定額は5億9,186万3,931円であります。なお、委託期間は平成28年1月31日までとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第63号 町有財産の貸付けについて

○議長（米山千晴君） 日程第6 議案第63号 町有財産の貸付けについてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第63号 町有財産の貸付けについてであります。

本案は、健康福祉会館の一部を社会福祉法人小山町社会福祉協議会に対し事務所として貸付けするもので、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

社会福祉協議会事務所につきましては、平成11年12月議会におきまして、健康福祉会館3階の一部を長期かつ独占的に利用させることを御承認いただいておりますが、今後の健康福祉会館の活用や利便性を考慮し、健康福祉会館2階にあります健康増進課事務室の一部を無償にて社会福祉協議会に貸し付け、事務所として利用していくものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（米山千晴君） 日程第7 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてあります。

本案は、小山町道の駅「すばしり」観光交流センターにつきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を指定管理者の候補者であります株式会社フジヤマ・クオリティとすることについて、議会の議決をお願いするものであります。

道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理につきましては、平成28年3月31日をもって現行の指定管理期間が終了となりますが、引き続き当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の活力を活用して、利用者へのサービス向上、経費縮減等を図ることを目的に、指定管理とするものであります。

提案の指定管理者につきましては、本年11月12日及び13日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、株式会社フジヤマ・クオリティから提出されました指定管理者指定申請書に基づき、指定管理及び自主事業等に係る事業計画並びに収支予算について、道の駅「すばしり」観光交流センターの設置目的を効率的かつ効果的に達成するために、地域の活力と能力を生かす体制がとられているか、経費削減に努めながらも、地場産業の発展、地域振興につながる内容となっているかを中心に書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、これまで道の駅「すばしり」観光交流センターで営業を行ってきた実績、外国人観光客に対応する施設の整備、レストランにおいての地場産メニューなど、地域の特色を生かした計画内容となっており、施設の適正な管理、観光交流の拡大及び地域振興に十分期待ができるものとして株式会社フジヤマ・クオリティを指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理者の業務は、地域特産物品販売コーナー、レストラン、研修施設等を含む全ての施設の運営に関する業務、利用許可及び利用料の徴収に関する業務、附属施設を含む施設の維持管理に関する業務等であります。

指定管理期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第65号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について

○議長（米山千晴君） 日程第8 議案第65号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第65号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町町民いこいの家につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を指定管理者の候補者であります足柄サービス合同会社とすることについて、議会の議決を

お願いするものであります。

町民いこいの家の指定管理につきましては、平成28年3月31日をもって現行の指定管理期間が終了となりますが、引き続き当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費縮減等を図ることを目的に、指定管理とするものであります。

提案の指定管理者につきましては、本年11月12日及び13日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、足柄サービス合同会社から提出されました指定管理者指定申請書に基づき、施設管理及び自主事業等に係る事業計画並びに収支予算について、町民いこいの家の設置目的であります町民の健康増進、人と人との触れ合い及び交流の拠点となることを効率的、効果的に達成できる内容であるか、地域振興や地域活性化に寄与する内容であるかなどを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、効率的な運営による経費縮減と、今後の利用者の増加が見込まれ、地域に根差した運営により、憩いの場としての充実、利用者の満足度の向上、地元雇用の場としての活用など、地域の振興及び地域の活性化に十分期待ができるものとして、足柄サービス合同会社を指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理の業務は、施設の運営及び利用に関する業務、利用料の徴収に関する業務、附属施設を含む施設の維持管理に関する業務等であります。

指定管理期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第66号 小山町自治基本条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第9 議案第66号 小山町自治基本条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第66号 小山町自治基本条例の制定についてであります。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの衰退、地方分権の進展等、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、町民、議会、執行機関はそれぞれの役割と責任を果たし、協働してまちづくりを推進していくことが求められております。

そこで、町では町民、議会、執行機関等が互いに尊重し、協力して、元気で明るく豊かなまちづくりを進めていくための共通のルールとなる小山町自治基本条例を制定するものであります。

なお、制定に当たっては、条例策定委員会及び町民まちづくり会議を設置し、多くの方々からの御意見を伺い、協働によって協議を重ねてまいりました。

条例は前文と8章、30条の条文で構成されております。

前文では、初めに小山町の豊かな自然と歴史、文化などの魅力などについて述べ、そして、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、町民自ら自覚を持ち、魅力あるまちづくりを進めていくこと、町民、議会及び執行機関がそれぞれの役割と責任を果たし、協働して新しい時代の進路を開いていくための新たな仕組みを構築する必要があることを述べています。更に、こうした考えに立って、先人達から受け継いだ財産を、輝く未来ある子どもたちに引き継ぎ、参加と協働によるまちづくりを推進することにより、富士山頂のある町、金太郎生誕の地にふさわしい、元気で明るく豊かな地域社会を実現するために、本条例を制定することを述べております。

第1章では、総則として、条例の目的、位置づけ、用語の定義を定め、第2章では、まちづくりの基本理念及び基本原則を定め、第3章では、まちづくりの主体である町民、議会及び議員、町長及び職員の役割と責務を定めております。第4章では、効果的かつ効率的な町政運営の方法を定め、第5章では情報の共有、公開及び個人情報の保護について定め、第6章では町民の町政に参加できる多様な機会の提供や、町民からの意見募集、協働の推進、更にはまちづくりを担う人材の育成などを定めております。第7章では、町内外の人々との交流や、国、県等との連携を定め、第8章では、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めております。

なお、この条例の施行期日は、平成28年4月1日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第10 議案第67号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第67号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号を割り当て、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用することになります。

これらの分野において、個人番号の適切な利用が行われるよう、番号法第5条においては地方公共団体の責務として、個人番号や特定個人情報の取り扱いの適正を確保しつつ、個人番号の利用に関し主体的に地域の特性に応じた施策を実施すること等を規定しております。そこで、個人番号の独自利用や特定個人情報の庁内連携等について定めるため、本条例を制定するものであります。

条例は6条の条文で構成しており、第1条では本条例の趣旨を定め、第2条では用語の定義を定め、第3条では個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する町の責務を定めております。第4条では法第9条第2項の条例で定める個人番号の利用範囲を定め、第5条では法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供を定め、第6条では規則への委任事項を定めております。

なお、この条例の施行期日は平成28年1月1日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第68号 小山町景観条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第11 議案第68号 小山町景観条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 議案第68号 小山町景観条例の制定についてであります。

小山町は、富士山が世界文化遺産に登録されたことを契機として景観行政を主体的に推進していくため、平成26年7月に景観行政団体に移行しました。その後、景観法第8条第1項の規定による良好な景観の形成に関する計画として、小山町景観計画を策定しました。

この小山町景観計画に基づき、良好な景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法の規定に基づく手続等について必要な事項を定め、美しい景観の保全及び形成を図り、町民の豊かで活力ある生活の実現及び魅力あるまちづくりに寄与することを目的として、小山町景観条例を制定するものであります。

この条例は7章28か条からなっており、第1章では総則、第2章では景観計画及び景観形成重点地区、第3章では法に基づく行為の制限等、第4章では景観重要資源等、第5章では景観審議会、第6章では表彰及び支援、第7章では雑則について規定をしてあります。

なお、この条例の施行期日は平成28年4月1日としております。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（米山千晴君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

○**議長（米山千晴君）** 日程第12 議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてであります。

小山町農村活性化センターは、県営中山間地域総合整備事業により建設され、小山町に移管後、平成17年度から直営で管理運営してきた施設であります。

建設当初から地域農業の振興と併せて、町内で生産される農産物の加工並びに体験学習を推進し、もって農業の健全なる発展と町内外の人々との交流を図ることを設置目的としておりました

が、農業を取り巻く時代や環境の変化により、センターのさらなる有効活用並びに経費縮減を課題として検討を重ねた結果、平成28年4月より指定管理者制度に移行することとしております。

今回の改正は、18条の条文に全部改正するもので、設置目的や業務の内容を変更し、また、指定管理者制度への移行に当たり、条例の文言や構成等につきまして整備したものであります。

主な内容を申し上げますと、第2条 施設の設置、及び第3条 業務の規定におきまして、地域資源を活用した農業者等による新事業の創出や、地域農産物の加工・販売による6次産業化の推進、地産地消について新たに明記するとともに、施設の名称や貸出施設の仕様等を改正し、利用に関して自由度を高めて、一層の有効活用を図っています。

また、指定管理者に管理を行わせる場合の規定として、新たに第15条 利用料金制を追加しています。

なお、本条例の施行日は平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第13 議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成28年1月から交付が開始される個人番号カードの活用の一環として、戸籍、住民票、印鑑証明、所得課税証明書をコンビニエンスストアに設置されております多機能端末機から

交付するサービスを導入し、利便性の拡大を図っていくものであります。

これに伴い、個人番号カードを利用しての印鑑登録証明書の交付等について、小山町印鑑条例の一部を改正するもので、第7条第2項で、今まで印鑑登録証の提示がなければ証明書を交付してはならないとしていましたが、個人番号カードによる交付を除くという文言を条文に加えるものであります。

次に、第9条の2を新たに設け、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアにある多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請ができるとし、同条第2項で証明書の交付を行うことを規定しております。

附則で、条例施行日を平成28年3月8日とするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、小山町税条例で定めております入湯税に関する改正であります。

本町では、入湯税の課税を平成10年4月から開始しております。その税率は、入湯客1人1日または1泊当たりの入場料、貸室料、休憩料、宿泊料等の施設利用料金及び飲食料の合計額について5,000円を超えるものに対し150円、3,000円を超え5,000円以下のものに対し100円を課税しております。

この入湯税につきましては、課税対象や税率の見直しについて、これまでも議会で御質問をいただき、近隣市町の課税状況などを参考にしながら、見直しに向けて検討してまいりますということでお答えをさせていただいたところであります。

今回、その検討を踏まえまして、入湯税を見直すこととし、小山町税条例の一部を改正するも

のであります。

見直しでは、条例に規定がありませんでした課税免除の検討、更には自主財源の確保や、今後の三来拠点事業等の取り組みにおいて、鉱泉を利用した宿泊施設の立地への期待などを含めまして、税率の適用区分や金額などの改正を検討いたしました。

一部改正の内容は、第142条では入湯税の課税免除を新たに規定し、免除対象者としては、1つ目に小学生以下の鉱泉施設を利用する者、2つ目に共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者、3つ目に大学生を除き、学校教育上の見地から行われる行事に参加する者、4つ目に、町民の健康増進と触れ合い、交流拠点を提供するために、町が設置した施設において入湯する者の4項目を規定いたします。

次に、第143条では、税率を見直しし、一の鉱泉浴場1人について、宿泊を伴う入湯客について150円、宿泊を伴わない、いわゆる日帰りの入湯客は50円をそれぞれ負担していただくように一部改正をいたします。

税率の150円は、地方税法に規定しております標準税率であり、日帰りの入湯客の50円は、近隣の山北町、箱根町、それに県内の伊豆の国市などの税率を参考にいたしまして、利用者の負担感なども勘案して定めるものであります。

なお、この条例の施行日は平成28年4月1日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） ただいまの入湯税について質問させていただきます。

入湯税の12歳、最初の3月31日までであるとありますが、これは他市町村に倣ったものとあります。小山町には上位法に倣ったものなのか、あるいはそれについてほかの条例に倣ったものなのか、その第1点をお聞きしたいと思います。（「もう1回」と呼ぶ者あり）もう1回やります。

条例について、他市町村に倣ったものとありますが、小山町については、そのことについて、それらに本当に倣ったものなのかどうなのか。それから、上位法があってそういうふうになったのか、これが大事なこと。それから、第1は、ほかの小山町の条例にあるものなのかどうなのかということについて質問します。

以上。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

年齢制限のことについてでございますが、先ほどの私の説明にもありましたように、近隣の市町の状況も参考にさせていただいております。県内ですが、35市町ありますが、この入湯税を課税している市町は29でございます。そのうち、この年齢制限を設けていないのは小山町だけでございます。ほかの市町におきましては、伊豆の国市では中学校在学後を除くということで、あ

と伊東市が6歳未満ということで、ほとんどの市町が12歳未満ということで規定しておりますので、それに基づきまして、それを参考にさせていただきまして、小山町におきましても年齢制限を12歳未満ということで決めました。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 再質問いたします。

我が町は、魅力あるまちづくりの一環として、中学校卒業時までの医療費の完全無料化を図っております。そういう中において、この条例は12歳までであるというのは、私は納得が、これは反対意見になりますから言いませんけれども。このようなときに、中学卒業時までのそういう無料化にするとかという検討がなされたのか、また、そうしたことへの移行を今後考えているのかということを質問します。

○議長（米山千晴君） 藺田議員に申し上げます。質疑として許可しております。賛否を問う討論ではありません。その辺、御承知おきください。

答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 藺田議員の再質問にお答えいたします。

年齢制限につきましては、今、藺田議員からございましたが、先ほど最初の私の補足説明のように、近隣の市町を参考にいたして、今回、免税の規定を設けました。ということで、その取り扱いにつきましては、今後、また、まずはここで改正をさせていただいて、その後、また町として対応については検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、平成27年9月30日に地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことにより、平成27年3月31日に専決処分し、本年6月の議会定例会で報告をし、承認いただきました小山町税条例等の一部を改正する条例、平成27年小山町条例第15号の一部を改正するものであります。

一部改正の主な内容は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に関連する条文のうち、納付書、納入書に法人番号を記載することを取りやめる改正と、改正規定の中に単に法人番号とあるものを行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律に規定される法人番号と明確にするため、所要の改正をするものであります。

なお、この条例の施行日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、有料での使用を規定している須走多目的広場のパークゴルフ場を廃止するものであります。

現在、須走多目的広場に設置されているパークゴルフ場は、平成22年7月に供用を開始し、供用開始時から町民に対して利用の促進が図られるよう、周知に努めてまいりましたが、今日まで有料での利用実績がありませんでした。また、維持管理につきましては、芝刈り、草刈り等を随時行ってまいりましたが、スコリア層のため、芝生の根つきが悪く、養生や土壌改良等に多額の費用がかかることから、経済性及び公園としての有効利用の観点から、パークゴルフ場として維持管理を行っていくことが困難であると判断し、小山町都市公園条例の一部を改正し、パークゴ

ルフ場を廃止するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第17 議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布、施行に伴い、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなることから、小山町消防団員等公務災害補償条例附則第5条の一部を改正するものであります。

新旧対照表19ページをお開きください。附則第5条第1項では、当該損害補償を当該年金たる損害補償に改めるなど、文言の改正と以下の表中の文言及び調整率を改めるものであります。

23ページをお開きください。第2項では、「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、第1項同様に、以下の表中の文言、調整率をそれぞれ改めるものであります。

以下、第3項から第6項までにつきましても、同様に上位法の改正に基づく文言、調整率を改めるものであります。

議案にお戻りください。最終ページをお開きください。附則で条例の施行日を公布の日とし、平成27年10月1日から適用するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文

教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算(第4号)

○議長(米山千晴君) 日程第18 議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,824万4,000円を追加し、予算の総額を97億7,133万6,000円とするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページをお願いいたします。継続費の補正であります。1事業の変更であります。土木費、道路橋梁費の町道3975号線道路整備事業(一色工区)につきましては、中日本高速道路株式会社東京支社に委託し、事業執行しているものですが、進捗状況から継続費の期間を3年から5年にすることに伴う年割額の変更であります。

次に、6ページをお願いします。繰越明許費の補正であります。追加の1事業であります。総務費、企画渉外費の三来拠点地区委託業務は、足柄サービスエリア周辺地区のスマートインターチェンジ建設事業の用地取得に向けた調査、鑑定業務と湯船原地区のロジスティックターミナルへのアクセス道路整備における測量、設計業務であります。いずれも年度内の事業の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

次に、7ページをお願いいたします。地方債の補正であります。急傾斜地崩壊防止事業については、県補助金の交付決定に合わせて事業費を見直すことに伴い、限度額を減額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。はじめに、15款1項1目民生費国庫負担金を2,185万3,000円増額しますのは、障害者自立支援給付費負担金について、障害介護給付費の増額に対して2分の1の1,925万円と、障害児施設措置費負担金について、放課後児童通所支援事業費の増額に対して2分の1の260万3,000円の増額を見込むものであります。

次に、同じく2項1目総務費国庫補助金を3,708万4,000円減額しますのは、選挙権年齢が18歳に引き下げられることによるシステム改修に対する補助金141万6,000円の増額と、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乘せ交付に係る交付額の決定に合わせて3,850万円減額する

ものであります。

次に、11ページにかけまして、同じく5目土木費国庫補助金を1億9,733万3,000円減額しますのは、町道3975号線道路整備事業や都市計画道路大胡田用沢線整備事業等の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて減額するものが主なものであります。

次に、12ページにかけまして、16款1項1目民生費県負担金を1,092万6,000円増額しますのは、障害者自立支援給付費負担金について、障害介護給付費の増額に対して4分の1の962万5,000円と障害児施設措置費負担金について、放課後児童通所支援事業費の増額に対して4分の1の130万1,000円の増額を見込むものであります。

同じく2項6目土木費県補助金を180万5,000円減額しますのは、急傾斜地崩壊防止事業について、県補助金の交付決定に合わせて189万4,000円減額するものが主なものであります。

次に、13ページにかけまして、17款2項1目不動産売払収入を4,130万円増額しますのは、きたごう保育園跡地の売却による4,480万円の増額と、町有林の生土山整備事業が神奈川県側の林道が通行不能になっていることから、事業実施できないため、立木売払収入を350万円減額するものであります。

次に、18款1項1目一般寄附金を3億円増額しますのは、ふるさと寄附金の増額を見込むものであります。

次に、19款1項3目宅地造成事業特別会計繰入金金を3,400万円減額しますのは、宅地造成事業特別会計の補正予算第3号に伴うもので、用沢及び富士小山わさび平地区で宅地造成を行うことから、特別会計内に資金を留保するため減額するものであります。

次に、14ページにかけまして、同じく2項2目須走地域振興事業基金繰入金金を1,462万9,000円増額しますのは、町道富士学校線の街路灯設置及び須走地区内のカーブミラー設置事業の財源に充てるため繰り入れるものであります。

次に、21款6項1目雑入を236万9,000円増額しますのは、後期高齢者医療負担金の平成26年度分の清算金299万4,000円の増額と、富士山須走口五合目トイレ使用協力金の減額198万1,000円が主なものであります。

次に、22款1項3目土木債を210万円減額しますのは、地方債の補正で説明しましたとおり、急傾斜地崩壊防止事業について事業費を県補助金の交付決定に合わせて伴い減額するものであります。

次に、15ページから歳出の主なものについて御説明いたします。

はじめに、職員の人件費についてであります。本年4月の人事異動等により、一般会計全体で680万8,000円増額するものであります。

16ページの2款1項1目一般管理費のうち説明欄(4)公用車管理費を288万円増額しますのは、公用車1台の買い替え200万円が主なものであります。

次に、17ページの同じく4目財産管理費のうち説明欄(2)財産管理費を350万円減額しますの

は、小山町有林の生土山整備の今年度の施業予定箇所が神奈川県側の林道が通行不能になっていることから実施することができないため減額するものであります。

同じく説明欄（３）基金管理費を２億２,４００万円増額しますのは、将来のための財政調整基金への積立２億円と、ふるさと寄附金のうち登録有形文化財等の保全・活用を目的に寄附していただく見込み額２,４００万円を文化財保護基金に積み立てするものであります。

次に、21ページをお願いいたします。２款４項１目選挙管理委員会費のうち説明欄（２）選挙管理運営費を305万9,000円増額しますのは、選挙権年齢が18歳に引き下げられることにより、選挙人名簿システムを改修する委託料であります。

次に、同じく３目町議会議員及び町長選挙費のうち説明欄（２）町議会議員及び町長選挙費を225万2,000円減額、同じく４目県議会議員選挙費のうち説明欄（２）県議会議員選挙費を48万4,000円減額しますのは、執行額に合わせて減額するものであります。

次に、25ページをお願いいたします。２款７項１目企画渉外総務費のうち説明欄（５）企業立地振興費を2,450万円増額しますのは、足柄サービスエリアアクセス道路関連用地物件調査及び湯船原地区国道246号へのアクセス道路測量設計業務委託料2,300万円と、(仮称)小山パーキングエリア周辺地区事業に伴う物件補償費150万円であります。

次に、26ページの２款７項３目広域行政組合管理費のうち説明欄（２）広域行政組合管理費を492万3,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第３号に伴う負担金の増額で、退職手当の増額が主なものであります。

次に、同じく４目地方創生緊急支援交付金事業費のうち説明欄（４）地方創生先行型事業費を3,850万円減額しますのは、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分として、定住移住を促進するための事業や三来拠点事業を推進するための調査事業等を申請しましたが、事業採択されなかったことから減額するものであります。

次に、27ページの同じく８項１目広報広聴費のうち説明欄（４）ふるさと振興事業費を１億２,659万8,000円増額しますのは、歳入で説明しましたが、ふるさと寄附金の増額に伴い、お礼の品を贈る経費等を増額するものであります。

次に、29ページの３款１項２目障害者福祉費のうち説明欄（５）自立支援給付費を3,850万円増額しますのは、利用者の増加及び受給者のサービス利用量の増加に伴い、障害介護給付費を増額するものであります。

次に、同じく３目健康福祉会館管理費のうち説明欄（２）健康福祉会館管理運営費を122万4,000円減額しますのは、空調設備保守点検や定期清掃委託料が、現在、健康福祉会館を改修していることに伴い減額になることが主なものであります。

同じく説明欄（３）健康福祉会館改修事業費を154万8,000円減額しますのは、改修工事の監理業務委託料を契約額に合わせて減額するものであります。

次に、30ページの同じく４目国民健康保険費のうち説明欄（２）国民健康保険特別会計繰出金

を48万6,000円減額しますのは、国民健康保険特別会計の補正予算第2号に伴うもので、職員給与費に係る法定繰出金の減額であります。

次に、31ページの3款2項2目介護保険費のうち説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を1,022万2,000円減額しますのは、介護保険特別会計の補正予算第2号に伴うもので、職員給与費に係る繰出金であります。

次に、32ページの同じく3項1目児童福祉総務費のうち説明欄(5)児童発達支援事業費を520万8,000円増額しますのは、当初見込みより利用者が増加したことに伴い、放課後児童通所支援事業費を増額するものであります。

次に、33ページの同じく3目保育園費のうち説明欄(2)保育園管理運営費を1,228万9,000円増額しますのは、臨時の保育士及び調理員の賃金について決算見込みによる増額と町外の私立保育園利用者の増加による施設型給付扶助費の増額386万6,000円が主なものであります。

同じく説明欄(3)保育園維持管理費を180万4,000円増額しますのは、決算見込みによる光熱水費の増額100万円が主なものであります。

次に、34ページの同じく4目子育て支援事業費のうち説明欄(4)子育て支援センター運営費を184万9,000円増額しますのは、子育て支援拠点の支援員を1名増員したことに伴い、臨時職員賃金を増加するものであります。

次に、35ページの4款1項1目保健衛生総務費のうちの説明欄(3)救急医療対策事業費を210万6,000円減額しますのは、今年度の御殿場市救急医療センター負担金について、決算見込みに基づき減額するものであります。

次に、36ページ、同じく4目母子保健事業費のうち説明欄(2)母子保健事業費を472万1,000円増額しますのは、妊婦検診及び妊婦歯科検診の受診実績見込みに基づき300万円増額するものと、出産祝金について支給対象者が増加見込みのため80万円増額するものが主なものであります。

次に、37ページの4款2項1目環境保全総務費のうち説明欄(3)環境保全費を610万4,000円増額しますのは、住宅の新築及び浄化槽改修が増加しているため、合併処理浄化槽設置奨励事業補助金を増額するものであります。

次に、38ページの4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄(3)広域行政組合富士山エコパーク負担金を2,001万8,000円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴う負担金の減額で、指定ごみ袋の販売数が増えていることや、焼却センターの発電による売電量が増加する見込みによるものが主なものであります。

同じく説明欄(4)広域行政組合再資源化施設建設事業負担金を737万9,000円増額しますのも、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号でPFI事業者選定に係る歳出確定に伴い、基金繰入金が減額されることにより負担金を増額するものが主なものであります。

次に、40ページの5款1項5目土地改良事業費のうち説明欄(4)町単独土地改良事業費を213万7,000円増額しますのは、開閉操作が不能となった用水路ゲート2か所の修繕料160万円が主な

ものであります。

次に、43ページをお願いいたします。

7款2項2目道路維持費のうち説明欄(3)公共施設地区対応事業費を110万円増額しますのは、須走地域振興事業基金を財源として、須走地区内においてカーブミラー設置工事を実施するものであります。

44ページの同じく3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を2,058万1,000円増額しますのは、須走地域振興事業基金を財源として、町道富士学校線街路灯設置工事を実施する1,360万円と町道3086号線舗装新設工事650万円が主なものであります。

同じく4目公共道路整備事業費のうち説明欄(2)公共道路整備事業費を1億542万9,000円減額しますのは、社会資本総合整備交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものと、町道3975号線一色工区用地買収4,267万6,000円を増額するものであります。

次に、同じく説明欄(3)新東名関連町道整備事業費を469万8,000円増額しますのは、(仮称)小山パーキングエリアスマートインターチェンジ関連道路整備事業について、社会資本総合整備交付金の交付決定に合わせて事業費を増額するものであります。

次に、45ページの同じく説明欄(4)道路構造物長寿命化事業費を2,092万円減額しますのも、社会資本総合整備交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

同じく6目急傾斜地崩壊防止事業費のうち説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費を400万円減額しますのは、県補助金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、46ページの同じく4項2目都市計画費のうち説明欄(3)都市計画道路整備事業費を1億9,457万円減額しますのは、都市計画道路大胡田用沢線整備事業について、社会資本総合整備交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、49ページをお願いします。同じく5項2目建築指導費のうち説明欄(3)定住促進費を422万6,000円増額しますのは、南藤曲のクルドサック16の宅地分譲等により、定住促進事業助成金を350万円増額するものが主なものであります。

次に、8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を156万円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴う負担金の減額で、人件費の減額であります。

次に、50ページの同じく6目無線設備管理費のうち説明欄(3)同報系無線設備管理費を108万円増額しますのは、小山消防署に設置している警報用モーターサイレンの修繕料129万6,000円が主なものであります。

次に、52ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄(2)小学校管理運営費を375万3,000円増額しますのは、決算見込みに伴う光熱水費375万3,000円の増額であります。

次に、同じく3項1目学校管理費のうち説明欄(2)中学校管理運営費を567万7,000円増額しますのも、決算見込みに伴う光熱水費の増額であります。

次に、53ページの同じく4項1目幼稚園費のうち説明欄(2)幼稚園管理運営費を190万8,000円増額します主なものは、産休職員の代替等により臨時職員賃金について増額するものであります。

次に、55ページの同じく5項4目生涯学習センター管理費のうち説明欄(2)文化会館等管理運営費を400万円増額しますのは、電気設備の保安管理業務において指摘のあった電気設備改修の修繕料が主なものであります。

最後に、56ページをお願いいたします。12款1項1目予備費を326万2,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番(遠藤 豪君) まず歳入についてお伺いしたいと思います。

13ページ17款2項1目ですけれども、土地売却収入4,480万円ですか、先ほどの説明によりますと、きたごう保育園の跡地という御説明だったと思うんですけれども、これについては長年あそこに保育園ございまして、私ども用沢の地元として一番気になっておったところの土地なわけですけれども、どちらへ売り払いをしたのか、また、その用地について今後どんなような使用目的があって売り払ったのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、歳出の方ですけれども、46ページの7款4項2目の都市計画費のうちの17節公有財産購入費のうちの都市計画道路の整備事業費が減額の1億9,400万円何がしということになっておりますけれども、これも都市計画道路で現在道の駅のところから富士山というか、第二、新東名の方に上がっていく道路かと思っておりますけれども、ここで交付減額されておるんですけれども、第二東名の新東名に対して工事的に間に合っていくのか、それからそれによっていつから整備を進めるのか、それから、あそこにアパートが1棟あるわけですけれども、こちらの方の立ち退きというのをやはり個人の住宅と違いまして、事前にやはり折衝を進めないとなかなか期間的にも時間がかかるということで、この辺の進捗状況はどんな状況かお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野一彦君) 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

土地売却収入4,480万円の内容、売り払い先ですが、白幸産業株式会社売却をしております。白幸産業さんの方では宅地分譲を目的に取得したと聞いております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(野木雄次君) 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

歳出の方、7款4項2目都市計画費のうち備考欄(3)、ページ数46ページになりますけれども、都市計画道路整備事業費に関連しての御質問のうち、1点目、新東名の供用開始に間に合うかどうかということかと思えます。これにつきましては、これが街路事業ということで、社会資本整備総合交付金の街路事業として実施をしまいでございます。その中で、平成26年度から平成30年度までの5年間をスパンとして実施しておりますことから、現在のところはそのスパンを基本として事業実施をしていくものと考えております。

それから、2つ目のアパートの件につきましても、5年のスパンの中で実施をしていくということを前提としまして、アパートの所有者と交渉を続けております。ただ、社会資本整備総合交付金の内示率が非常に厳しいものとなっておりますことは、一つつけ加えさせていただいております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 先ほどの遠藤議員の1点目の御質問への回答なのですが、白幸産業さんへ売却いたしました、その売却に当たりましては一般競争入札を実施し、業者さんが決まっております。補足説明とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会及び文教厚生委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第76号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第76号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第77号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第20 議案第77号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第78号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第78号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第79号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第79号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第79号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ205万8,000円を減額し、予算の総額を2億6,065万6,000円とするものであります。

はじめに、補正予算書4ページをお開きください。地方債の補正であります。宅地造成事業について用地費の確定に伴い、限度額を減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。1款1項1目分譲収入を294万2,000円増額しますのは、現在分譲販売を進めています南藤曲地内のクルドサック16の販売価格が確定したことに伴う増額であります。

3款1項1目宅地造成事業債を500万円減額しますのは、宅地造成事業に伴う用地費が確定したことから減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。2款1項1目宅地造成費の説明欄(2)宅地造成費を500万円減額いたしますのは、先ほど歳入でも説明しましたが、宅地造成事業に伴う用地取得額が確定したことによる減額であります。

次に、3款1項1目他会計繰出金の説明欄(2)他会計繰出金を3,400万円減額いたしますのは、用沢及び富士小山わさび平地区において今後も宅地造成事業を継続実施することから、資金を特別会計内に留保することに伴い、減額するものであります。

次に、8ページの4款1項2目利子の説明欄(2)公債費(利子)を119万円減額いたしますのは、地方債に対する利子の金額が確定したことに伴う減額であります。

次に、5款1項1目予備費を3,813万2,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第80号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第23 議案第80号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第81号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(米山千晴君) 日程第24 議案第81号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、町長から議案第82号 工事請負契約の締結について「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良工事」1件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第82号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1 町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第82号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案いたしましたのは、議案第82号 工事請負契約の締結「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良工事」についての1件であります。

本案は、藤曲地先の町道1063号線において道路改良工事の請負契約を締結したいので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この後、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いたします。
以上であります。

追加日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結について

「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良
工事」

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結について「平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第82号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成27年度社会資本整備総合交付金事業 町道1063号線道路改良工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、県道沼津小山線の役場前交差点から小山中学校、豊門公園へ通じる町道1063号線ほか1路線、通称和田坂の道路改築事業のうち、計画起点区間であります県道交差点から小山中学校敷地手前までの延長85.5メートルの道路改良工事として、北西側斜面の山留め構造物工を施工するものであります。

主な工種は3,300立方メートルの切土工の施行に伴い、一部、急傾斜地崩壊危険区域を含む最大高さ約9.5メートルとなる斜面の山留め工として、もたれ式擁壁工5.2メートル、コンクリート法枠工25平米、コンクリートブロック積工177平米及びコンクリートパネルとアンカー式補強材を組み合わせた切土補強土壁工234平米を斜面の形状や高さに応じて施工するものであります。

工事入札は去る11月26日、町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、東静建設株式会社が6,000万円で落札決定し、消費税相当額480万円を加え、6,480万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成28年3月30日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第82号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月2日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時22分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成27年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成27年12月2日(第2日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
5番	菌田 豊造君	7番	渡辺 悦郎君
8番	梶 繁美君	9番	池谷 洋子君
10番	込山 恒広君	12番	池谷 弘君
13番	米山 千晴君		

欠席議員

6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	大庭 和広君	総務課長補佐	渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員

9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君

散 会

午後2時34分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

4番 高畑博行君

1. 住民行政サービス向上のICT活用について
2. ふるさと納税の状況について

12番 池谷 弘君

1. 三国山系の防災及び森林計画について
2. 空き家の利用について

2番 佐藤省三君

1. 道徳の教科化による今後の指導の在り方について
2. 選挙権の18歳までの引き下げにかかる小中学校の学級指導の在り方について

9番 池谷洋子君

1. 災害時の「安否確認ボード」を全世帯に配布することは
2. 「ヘルプカード」の普及促進について

7番 渡辺悦郎君

1. 介護保険事業推進計画の今後について
2. 運動施設について

3番 鈴木 豊君

1. 足柄駅舎改築と駅前再開発について
2. 足柄幼稚園の将来構想について

5番 蘭田豊造君

1. 町長の政治姿勢について
2. 広報おやま（4月号・9月号）について
3. 今後の財政運営について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨届け出が提出されておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は11名です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、4番 高畑博行君。

なお、高畑議員には一問一答方式で実施する旨の届け出がなされております。

○4番（高畑博行君） 今回は、住民行政サービス向上のICT活用についてと、ふるさと納税の状況についての2つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、住民行政サービス向上のICT活用についての質問です。

来年3月からマイナンバーカードを利用し、印鑑登録証明書や住民票などの証明書が取得できる住民サービスをコンビニで交付できるように条例改正案が本会議で提出されています。特に土日休日の庁舎や支所が開いていないときの利用では、その利便性の向上が見込まれ、歓迎の声もありますが、この条例改正案については本会議や所管の委員会で十分論議していただくとして、これらの証明書類の発行サービスとは異なるICTを活用した様々な住民サービスを各自治体ではそれぞれ工夫して開始しています。

これは、今や極めて進んだ情報化時代に入っており、ごく一般の住民がスマホやタブレットを持ち歩く時代になっていて、それらのツールを通して町との情報のやりとりができるようになれば、その利便性は飛躍的に向上することを意味しています。

そこで、住民行政サービス向上のためにICTを活用した取り組みが幅広い分野で本町でもできないかどうかという点について質問いたします。

まず、今回の住民行政サービスのクラウド化は、町民の利便性拡大の目的だと思います。便利になっても個人情報がかたに漏れないのか、セキュリティー確保の安全性の心配もありますが、セキュリティー確保には100%安全ということはありません。これらの安全性の検証については別の機会でご検討していただくとして、今回は行政が行える様々な住民サービスを情報通信技術、ICTを使って積極的に拡大する傾向にあるわけで、本町としては今回の証明書発行サービス以外

にどんなサービスが可能と考えているか、町長にお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

コンビニでの印鑑登録証明書等の証明書発行サービス以外に、ICTを活用したどんなサービスが可能と考えているかについてであります。

本町では、町のホームページを活用し、今、町が取り組んでいることの紹介や、各種行政手続についての案内、観光スポットやお祭りなどのイベント情報など、様々な情報を発信いたしております。

また、保育園や幼稚園、小中学校の保護者の方々には緊急連絡などを学校からお知らせするメール配信サービスを行っております。

更に、先月からは、自然災害等の防災情報や犯罪情報、不審者情報などを町からお知らせするメール配信サービスを開始したところであります。

また、消防庁が整備した全国瞬時警報システムJアラートの情報配信も平成28年度から開始をする予定であります。

今後、ICTを活用した町民等への利便性を更に向上させるために、町のホームページ及び観光情報サイトなどを充実させていくとともに、各種行政手続のオンライン申請やクレジット決済による電子納付、また町が保有するデータのうち、一般の利用者がいつでも利用できるオープンデータのサービス提供などの実現に向けて研究し、取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をいたします。

住民サービスの向上という例で、裾野市では市内の地区ごとのごみの日の分別方法を簡単に確認できるウェブサービス、「裾野5374」の提供を始めました。これはスマホなどを使って所定のアドレスにアクセスすると、選択した地区の直近のごみの日や出せるごみの種類が一目でわかるものです。更に、市が収集しないごみや拠点でのみ回収しているごみなども確認できるものです。一々市のホームページに入って情報収集しなくても、知りたい情報に特化したサービスの一つです。

やろうと思えば比較的簡単に手をつけられるサービスであると思いますが、小山町としてはこのようなサービスは考えませんか、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 現在、小山町ではごみの日と分別方法の情報提供につきましては、家庭ごみカレンダー及び家庭ごみガイドブックを町内全戸に配付し、また、町のホームページ上においてごみ収集日程及び分別方法が分かるよう、同カレンダー及びガイドブックを掲載しております。更に広報おやまにおきましても、町民カレンダーに月ごとのごみの収集日を掲載しており、

毎日の無線放送においても、その日の排出物について放送し、町民の皆様にお知らせしているところですが。

裾野市では地区ごとに排出物の排出日が違うことから、議員御指摘の方法において周知を図っていると考えられますが、小山町では全地区同一の排出日となっておりますので、現在のところ、大きな問題は起きていないと認識をしております。

しかし、更なる町民の利便性向上を図るため、ICT活用についても研究してまいります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 裾野市のこの取り組みは、IT技術を活用して地域課題の解決に取り組む金沢市の非営利団体コード・フォー・金沢が開発したプログラムを改編し、データを組み込んだものだそうです。

もう既にあるプログラムを小山町版に変更するだけなら比較的簡単に利用可能だと思えるので、研究していくという答弁が先ほどありましたので、実際に研究を進めていってほしいと、このように思います。

裾野市以外でもまだまだあります。その一つの例として、県内牧之原市ではスマホやタブレット端末といった情報通信技術ICTを活用した子育て支援連携システムを県内で初めて導入するといいます。これは妊産婦や乳幼児の健康状態などのデータを一元的に管理するほか、幼稚園や保育園、小中学校からの情報を提供し、切れ目のない子育て支援を目指すものです。

市や医療機関、学校、子育て支援センターなどと連携し、妊産婦や乳幼児、児童生徒のアレルギーや既往症などを含む健康状態や予防接種履歴をデータベースに登録し、各機関から医療費の助成や健康診断スケジュール、各学校のお知らせなどを情報提供する。これまで各機関が個別に保管していた情報を一元的に管理し、一貫した健康管理を目指して保護者の利便性向上を図る狙いがあるといいます。

希望者は市が発行するIDとパスワードを取得してシステムに加入するだけで必要に応じたアクセスをすれば情報提供を受けられる便利なものです。牧之原市の担当者は、保護者の同意を得ながら100%近い加入率を目指したいと言っています。このような子育て支援の分野でもICTの活用は現実のものとなっているわけなので、これらの分野での住民サービスの拡充を研究してみたらどうでしょうか、お考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 本町の子育て支援につきましては、全ての出生児に対し、助産師・保健師が家庭を訪問させていただき、体重測定や子育て相談を行うとともに、乳幼児健診や予防接種に関する資料をお渡しして説明を行っております。

その後は、行事ごとに個別通知で受診日や受診方法等をお知らせしており、必要な方に町からの必要な子育て情報は届いているものと考えております。

その結果、本町の乳幼児健診や予防接種の受診率はいずれも90%以上となっており、未受診者

への訪問指導等を含めると、ほぼ100%の対応となっております。

また、昨年度から少子化対策強化事業により、妊娠から出産育児まで、切れ目のない子育て支援の充実のために、対面による相談や支援、親同士のきずなづくりを基本にしたきめ細かな母子保健事業により、子育て支援の推進に努めております。

しかし、将来的には子育て世代のスマートフォン等の利用状況を踏まえ、国の推進状況や牧之原市等の先進自治体の活用状況を把握しながら、子育て支援情報の発信を、より充実していくためのICT活用につきましても研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） この牧之原市の挑戦も、市が独自に開発したものではありません。これは総務省が地域ICT活用モデル構築事業として、福岡県添田町が2007年度から3年間実施したシステムを参考にしたものです。ですから、新規開発の手探りのものではないだけに、大いに参考にして研究していただきたいというふうに思っています。

では、次の質問です。指定管理制度が導入されたので、指定管理者自身が独自の工夫を試みたり様々な計画やお考えはあると思いますが、図書館の新刊情報やイベント情報、総合文化会館の催し情報、会議室等の空き部屋情報、体育館の予約情報などもICTを活用した住民サービスが考えられます。既にやっているものもあると思います。ただ、一々町のホームページに入って検索ではなく、スマホやタブレット対応の特化したサービスになっていったら大変便利です。

これは既にやっている自治体も実際にあります。これらについては、小山町としてどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） 小山町総合文化会館をはじめとする小山町生涯学習施設の管理運営は、平成27年4月1日から指定管理とし、民間のノウハウを活用した事業を展開しております。

本年7月からは小山町生涯学習施設のホームページを立ち上げ、様々な情報発信を行っているところであります。このホームページの中で、議員御指摘の町立図書館の新刊情報や生涯学習施設ごとの予約状況の確認や催し物情報も閲覧することができます。

7月のホームページの立ち上げから11月末までのアクセス数は23万3,000件余りに上り、多くの皆様に活用していただいているものと考えております。

今後も指定管理者と協力してICTの活用を含め、住民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 私が先に述べた裾野市や牧之原市の新たな住民サービスの例は、セキュリティ問題と直接絡むものではありません。また、今回の小山町の証明書発行のクラウドサービスも、本庁のパソコンやサーバーに直接アクセスするものではないので、不正侵入は心配ないと思われれます。

ただ、本庁内の様々な情報の保護の問題は、マイナンバー制度の開始とともに一気に心配になりました。そこで改めて、行政が抱える様々な情報の流出を防ぐためのセキュリティーについて、町はどう考え、どんな対策を講じているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 情報の流出防止に対する町の考え方でございますが、情報は町民の皆様からお預かりしている財産であり、厳正に管理しながら適正に利用すべきであり、情報の流出はあってはならないと考えております。

情報の流出防止対策としては、サーバー及びパソコンへのウイルス感染、攻撃、不正侵入を防止すること、それから、職員の不正と不注意による事故を防止することを実施しております。具体的には、番号制度施行に合わせて住民情報を管理するサーバーを外部のデータセンターに設置する、いわゆるクラウド化を実施いたしました。それ以外に特定個人情報の流出防止対策として、個人番号を利用するシステムはインターネットと分断されたネットワークで利用することとし、パソコンについても個人番号を利用するパソコンと利用しないパソコンを準備しました。また、個人番号を利用するパソコンから容易にデータを持ち出しできないようにUSBメモリ等外部媒体の使用をシステム制御により制限しています。更に、不正侵入に関しては、送り先の不明な外部からの通信と外部への通信を検知し、遮断する対策を講じており、今後も継続して外部からの不正侵入やウイルス等について対応してまいります。

住民から提出された個人番号が記載された申請書や依頼書は、管理者が施錠管理するものとし、電子データの管理については、今後、ネットワークに接続しない1台のパソコンにより専用のシステムで管理し、パソコン未使用時には紙媒体と同様に管理者が施錠管理いたします。

文書管理規程に規定されている保存期間を経過した個人情報を含む文書については溶融し、保存する必要のない文書については、随時裁断処理を行います。また、パソコンの操作履歴を全て保存し、職員には、常に見られているという意識づけを行います。

平成29年7月からは、国・地方を通じて個人番号を活用した情報連携が始まりますが、総務省が示す新たな自治体情報セキュリティー対策に準じた対応をし、セキュリティーの向上を図ってまいります。

○4番（高畑博行君） いずれにしても、今や圧倒的多数の人間がスマホやタブレットを持ち歩く情報化時代です。行政サービスもそれらのツールに対応した新たな段階に既に入っていることを自覚し、ほかの先進自治体を十分参考にした取り組みに挑戦していただきたい。その点を要望して、1つ目の質問を終了し、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、ふるさと納税の状況についてであります。9月から開始したふるさと納税が大変好調のようです。多分当局も、これほどの反響があるとは予想していなかったのではないのでしょうか。

このふるさと納税については、地方活性化の一つの手だてとして考えられていますが、限りあ

る税金があちこちに移動しているだけの話で、実際は地方と地方の食い合いではないかという見方もあります。ただ、本町としては、本年度開始したものだけにきちんとした検証と対応をしていかななくてはなりません。

そこで、まず町長に伺います。寄附金総額が2億円を突破するほど好調です。この調子だと、3月までに3億、4億の水準になることも予想されます。インターネットのポータルサイト「ふるさとチョイス」で検索すると、小山町はページビュー数で10月度は中部地方で静岡県焼津市、長野県飯山市に次いで3位、県内では2位です。このように、当初の予想をはるかに上回る寄附の要因はどこにあると分析しているか、町長に伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

本年9月1日からふるさと納税に対する返礼品の贈呈を開始してから、寄附実績件数及び寄附額は、9月が683件の約2,800万円、10月が4,971件の約1億2,330万円、11月が7,528件の約1億9,834万円で、総計で1万3,282件の約3億5,277万円になります。

好調な主な要因は、インターネットポータルサイトの中でも一番の利用があると言われている「ふるさとチョイス」を活用し、併せてクレジット決済が利用できるよう、寄附者の利便性を図ったことや、全国的にも大変よく知られている事業所から、生活用品、電化製品、アイスクリームのギフト券等を返礼品としたことによるものと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をいたします。

ふるさと納税をしてくださった方の上位都道府県、寄附をした理由、1件当たりの寄附金額、寄附金の使い道の選択などの特徴について説明をお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） はじめに、寄附してくださった方の上位都道府県は、1位が東京都、件数約2,800件、全体の21%で、次いで神奈川県、約1,440件、愛知県約1,370件、大阪府約920件、兵庫県約730件、千葉県約720件、埼玉県約700件となっております。

次に、寄附をした理由は、返礼品が魅力的であるからが全体の76%と最も多く、次いで本町に観光などで訪れたことがあるからが5%となっております。

次に、1件当たりの寄附金額は、1万円の寄附者が最も多く、約5,960件、全体の45%。次いで、5万円が2,290件、3万円が2,270件、2万円が2,070件の順となっております。

次に、寄附金の使い道の選択につきましては、5つの選択肢のうち「特に指定しない」が金額ベースで全体の45%、次いで、「世界遺産富士山を訪れる人のために」が29%、「小山町を元気にする金太郎大作戦の展開のために」が13%となっております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 返礼品で人気のものはどんなものでしょうか。また、それらが人気の理由

はなぜだと考えられておるでしょうか、お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 返礼品につきましては、現在、36事業所、116品目を用意しております。そのうち、町内に工場を置く事業所の電化製品やアイスクリームのギフト券が人気を集めております。人気の返礼品は全国的にも認知度が高く、寄附者から魅力的であるとかんじていただいているものと思われれます。

このほかにも、特産品のトマトやもち米、ゴルフ場の割引券等も人気となっております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 実際にポータルサイト「ふるさとチョイス」に入り、小山町の返礼品一覧を見ると、町内に工場がある大企業の商品に人気の品があります。先ほどの答弁でもありましたが、企業名は避けますけれども、家電、家具、雑貨などを扱う大手企業の布団乾燥機は余りの人気のためか、供給が追いつかないので、現在では返礼品から除外されており、一時停止状態で年内再開は厳しいという表示がしてあります。また、このメーカーの布団クリーナーやコードレス掃除機も配送が1か月かかる可能性があるという表示があります。また、大手食品メーカーのアイスクリームの商品券も、配送に1か月程度かかるという表示があります。

ふるさと納税が本来的には地場産品に光を当て、地元を元気づける効果が注目されたのに、大手企業の商品販売の手段になっている点は、所期の目的からやや逸脱している気もいたします。ふるさと納税からこれら大手企業の返礼品が除外されるかもしれないという話を耳にしたのですが、当局としてはそのような話をキャッチしているのでしょうか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 高畑議員のおっしゃったとおり、大手企業により扱われるものについて除外するというようなことは、ポータルサイト「ふるさとチョイス」の方からも、今後見直しをしていく可能性があるということは聞いているところでございます。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） もしふるさと納税の返礼品から大手企業の商品が除外されるようなことになると、小山町の状況は一変します。ですから、ふるさと納税を開始していきなり絶好調のレベルに本町は達したわけですが、これでいいということではなく、本来的な地場産品やサービスの地道な開拓が今後も必要だと思われるわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 大手企業による返礼品の廃止が起きた場合に、議員おっしゃるとおり、金額についてはかなりの減額がされると思われれます。ただし、今後、やはり町内の特産品や企画、それぞれ開拓等を進めまして、「ふるさとチョイス」に載せる返礼品については充実させていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） これらの納税はやはり専用のポータルサイトを通して申し込むのが圧倒的多数のように思われます。やはりサイトの案内画面の充実や返礼品の充実、ほかの自治体との差別化が今後も人気を持続させるポイントのように思いますが、その点をどう考えておられるでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 「ふるさとチョイス」からの申込件数が全体の99%となっております。このような状況から見ても、「ふるさとチョイス」に掲載している情報等を充実させることが重要であると考えております。

先ほども申し上げましたとおり、今後も町内の特産品等の企画、開拓を進めるとともに、掲載情報を充実させ、更なるPRをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ふるさと納税の開始と同時に、予想外の人気を博し、大きな実績を上げた本町ですが、それを一時的なものにしないためにも、今こそ詳細な検証と将来的方策を先取りして考えていく必要があると考えます。

ふるさと納税制度は、町をアピールする絶好な手段であるだけに、担当者の一層の努力に期待を申し上げまして、私の質問を終了いたします。

○議長（米山千晴君） 次に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

1件目は三国山系の防災及び森林計画についてであります。

平成22年の台風9号の豪雨により、大規模な山腹崩壊や土砂流出による河床の上昇などがあり、そのため、静岡県で災害復旧事業、ほ場治山事業等によりこの地の荒廃地の復興を図ってきましたが、平成23年の台風15号、更に平成24年の台風4号と豪雨災害により、崩壊地の拡大やスコリア土壌の流出による被害が拡大しております。

ここで関東森林管理局静岡県森林管理署を事業主体として、民有林直轄治山事業小山地区事業が採択され、平成27年度から平成36年度までの10年間、総事業費70億円の事業により、小山町の三国山等山腹のスコリア土壌流出災害防止の防災対策が進むものと期待しております。

また、この地は伐期を迎えている山林も多くあります。伐期の林齢は40年から50年と言われております。富士地域の森林計画によると、小山町を含んだ富士地域の人工林の林齢は1年から40年が7%、41年から60年が57%、61年以上が37%となっており、伐採して利用できる林齢に達した人工林が増えていると報告されております。

今後伐採を進め、富士山金時材として利用していくことが期待できますが、伐期後の山腹崩壊を防ぐ手だても必要でございます。そのため、災害に強く、景観も考慮した種類の植林も必要であると考えております。例えば育成複層林として針葉樹の人工林内に広葉樹を導入することにより、針葉樹に広葉樹が入りまじった針広混交林や広葉樹林も取り入れていく必要があると考えて

おります。

また、内陸フロンティアの再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進地区に指定された湯船原地区において、森林資源を活用した木質バイオマス発電が計画されております。今、国内の木質バイオマス発電の予定は60件以上あり、想定される燃料木材事業は700万立米に上がっております。農林中金の総合研究所の試算によると、2016年には427万トンの未利用木材の需要に対して、供給は412万トン程度に納まると見込まれております。

在庫が尽きる2017年から2018年頃から供給不足が顕在化することが見られており、2016年問題としてバイオマス発電で燃料不足が危惧されており、今後、燃料木材の調達が大きな問題になると言われております。

このような中で、育ちの早い広葉樹を植林し、周期的伐採により地域の資源だけでバイオマス発電を行っている地域もあります。今後、持続可能な燃料木材供給のためには、小山町内の森林資源の活用が更に必要と考えております。

鹿の食害等もありますが、今後、上記のような防災、自然体験、バイオマス発電を考えた森林経営が必要と考えております。

そこで、当局に以下の質問をいたします。

まず国での直轄治山指定後の現状と、今後の対応予定について。

2番目といたしまして、小山町内で伐期を迎える山林の面積はどのくらいなのか。

3番目といたしまして、今後の植林予定について。

4番目、植林は自然体験やバイオマス発電に優位な広葉樹等の種類を植林するような指導を行う考えはあるのか。

次に、2件目といたしまして、空き家の利用についてであります。

小山町で内陸フロンティアの取り組みによる企業誘致等により、定住人口減少に歯止めがかけられようとしております。小山町人口ビジョンによると、小山町民の希望出生率を実現し、三来拠点事業によって転入が増加、社会移動が均衡した場合に、2015年11月1日現在の人口1万9,371人が、10年後の2025年2万655人で、約1,300人増と推計されております。

このような中で、定住人口増のためには、働く場所のほかに住む場所も必要となります。新規住民のためにわさび平や用沢地区に新たな住宅地供給も計画されておりますが、その一方、小山町内の各地域には空き家が多くあります。

日本の中には定住人口増のために空き家を活用している地域もあります。現在、空き家条例がありますが、持ち主の空き家の管理が主であり、空き家の活用とは目的が違っております。定住者のための団地は同年齢の人達が住むことにより、子どもたちは一時的に増えて、学校等が必要になるということもありますが、住居者の高齢化により、その学校等に空き教室の増加や、また、活気がない地域となっているところも散見されております。

町内の各地区に新たな人が住んでもらうことで、いろいろな世代の人達が住むことにより、永

続的な地域活性にもつながっていくと考えております。また、区民に協力してもらい、区民からの空き家情報をもとに、行政、地区の人達が積極的に住めるような空き家を管理し、あっせんすることにより、空き家の保安上の問題や、若い人達が例えば住むのに数万円なんかに住めるようになったり、定住人口増も期待できると考えております。

そこで、当局に以下の考えを伺います。まず各地区で空き家がどのくらいあるのか把握しておられるのか。

次に、定住人口増のため、空き家を管理、あっせんしていく考えがあるのか。

以上、2件について、よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、三国山系の防災及び森林計画についてのうち、国での直轄治山指定後の現状と今後の対応予定についてであります。

静岡県及び小山町の強い要望により、須走地域、北郷地域において、国の民有林直轄治山事業が採択されたところであります。本年4月には小山第一治山事業所、第二治山事業所が設置され、2名の林野庁職員が常駐し、直轄治山事業の実施に当たっております。

本年度は須走地域の立山地区で1か所、北郷地域の角取地区で2か所、合計3か所で溪間工や山腹工が実施されているところであります。

民有林直轄治山事業の全体計画としましては、平成27年度から平成36年度の10年間で立山地区、角取地区を含む7地区において70億円の事業が計画されているところでありますが、来年度以降については、現在、国において予算要求をしているところであり、具体的な事業実施箇所は決定していないと聞いております。

次に、小山町内で伐期を迎える山林の面積についてであります。

主要な樹種の標準伐期齢については、小山町森林整備計画に定められており、例えば針葉樹ですと、杉40年、ヒノキ45年、広葉樹ですとコナラ、クヌギが15年となっております。

小山町内の国有林を除く人工林面積は2,952ヘクタールであります。このうち標準伐期齢を迎えている面積は約9割に当たる2,804ヘクタールとなっております。

次に、植林予定であります。

小山町の人工林面積2,952ヘクタールのうち、森林経営計画が策定されている335ヘクタールの森林については、森林施業の計画等が定められております。現在策定されている森林経営計画では、対象森林において間伐等の実施により主伐の時期を標準伐期齢より10年ほど長くすることとしております。

このため、林齢が50年から55年程度になった場合に、主伐・再造林を計画することとなり、現在のところ、すぐに主伐をして、その後に植林を予定している箇所はありませんが、町としては主伐後の再造林が確実に行われるよう指導していく考えであります。

なお、森林の伐採や植林については、30日前に届け出る制度となっているため、森林経営計画を策定していない個別の森林所有者の方がいつ主伐を予定し、植林を予定しているかについては、町では把握をしておりません。

次に、植林は自然体験やバイオマス発電に優位な広葉樹等の種類を植林するような指導を行う考えはあるかについてであります。

まず、個人の方が所有されている森林についてですが、植林については森林所有者の方が自ら植栽木を決定することとなります。森林所有者の方が立木の伐採届けを提出された際に植林の計画についても確認しますが、小山町森林整備計画などと特にそごがなければ、町として指導することはありません。

また、町有林につきましては、地質などの自然条件や将来のあるべき森林の姿を考慮して、植栽木を決定することとなります。このため、森林環境教育に活用する森林とする場合は、積極的に広葉樹を導入し、木質バイオマス燃料に活用する森林とする場合は、成長の速い早生樹を導入するなど、多様な森林づくりを行っていきます。

なお、これまで小山町で植栽実績のない樹種の導入に当たっては、その樹種が小山町の気候や地質などの自然条件に合っているか、慎重に検討する必要があると考えております。

その他の質問につきましては、関係課長から御答弁申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 空き家の利用についてお答えさせていただきます。

はじめに、各地区の空き家の状況の把握についてであります。町では防犯対策等により町内の空き家を調査し、危険空き家等の情報を収集しておりますが、居住可能な空き家の把握までできておりません。

次に、定住人口の拡大のために空き家を管理、あっせんしていく考えはあるかについてであります。人口の減少と相まって、空き家・空き地が全国的に増加しています。町では平成24年度から空き家・空き地対策として、小山町売りたい・貸したい不動産バンク制度を運用しております。小山町売りたい・貸したい不動産バンクの特徴は、不動産流通市場に乗る空き家・空き地を町のホームページに掲載し、町内はもとより町外、県外へ物件の情報を発信し、売買や賃貸のあっせんをするものであります。

不動産バンク制度の創設から現在までの不動産登録物件数は、空き地122件、空き家49件、賃貸物件46件、合計217件の登録物件数となっております。他方、不動産バンクの契約件数は、空き地が82件、空き家が29件、賃貸が21件、合計132件となっております。契約率で約60%となります。

一口に空き家といいますが、そのありようは様々でありますので、現在、空き家対策においては、手のつかない放置空き家と不動産流通市場に乗る空き家とを峻別して対応しています。

今後、更に拡大することが予想される空き家対策は、町の重要課題でありますので、空き家の

物件一つ一つを丁寧に調査し、一つでも多くの空き家が不動産流通市場に乗るような管理制度の検討が必要であると考えております。

当面は、現在強力に推進しています首都圏からの移住・定住事業と定住促進事業助成金、小山町売りたい・貸したい不動産バンク制度をワンパッケージにして、空き家・空き地対策に積極的に取り組んでまいります。

○議長（米山千晴君） 再質問ありますか。

○12番（池谷 弘君） 2件の再質問をさせていただきます。

まず1件目、三国山系の防災及び森林計画についてでございます。

国による民有地直轄治山事業が採択され竣工されることは大いに期待しているところでございます。今回の災害発生はスコリア土壌という特異的な地質のほかに、ヒノキの単層林であることが重要な要因であると考えております。単層林から複層林への転換が急務と考えております。

また、答弁にありましたように、50年程度で主伐や再造林を行うこととなり、伐採の適期をすぐ迎えるわけですが、せっかく植栽したヒノキが災害により流出している状況では、伐採が早まる可能性もあります。

また、森林所有者への植栽の願いは難しいとの答弁がありました。小山町の森林所有者は個人というよりもむしろ法人や団体が多くあると思います。各種法人や団体は、多くが小山町の将来を見据えて活動していると思います。小山町が明確な方針を出せば、このような法人や団体に賛同、協力していただけるものと考えております。

また、バイオマス発電のためにも従来のヒノキの植栽から、森林資源の循環による活用法の転換が重要であると考えております。直轄治山事業が始まり、森林の主伐やバイオマス発電が開始されようとしている現在、小山町当局が地権者とともに積極的に森林の管理や永続的な資源活用に取り組んでいっていただけるのか、再質問させていただきます。

続きまして、2件目として、空き家の利用についてでございます。

内陸フロンティア事業により定住人口増が推計されている中で、各地域での住居可能な空き家は把握されていないとの答弁がありました。住居可能な空き家は、今後雑草等により地域内での環境悪化や防犯上の心配もあります。

このような中で、新たに町に住んでいただける方に安価にできる可能性がある空き家を特に地域を代表する各地区の区長様から空き家の情報を入手して、小山町当局が町民と協働で空き家の利用を進めていく考えがあるのか、再質問させていただきます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

池谷議員も御承知のとおり、町では山地強靱化総合対策会議をつくっております。これは平成24年に立ち上げ、25年から活動を始めているわけでありまして。この会議の下に5つの部会をつく

っております。須走、そして北郷、また不老山、そして大沢、滝沢、それに足柄と、それぞれ地区ごとの、支部ごとの活動をいたしております。この中には、恐らく全て、今、議員申し上げたような共有の方々が網羅しているはずであります。

この活動につきましては御承知かと思いますが、災害対策を受けてのそれぞれ自分達の山を見守り、できることから自分達でやっていこうということで、その作業の指導もやらせていただいているところであります。

また、各地区に職員が出向いていきまして、先ほどの御質問にありましたような森林経営計画の指導やら、また間伐の集約化等についても説明を申し上げて、集約化への御理解をいただいていると、こういう状況でございます。

県下35市町がございますが、私は小山町が一番林業に関しては力を入れていると自負をいたしております。議会の方にも御理解いただきまして、林活議員連盟も作っていただいているわけがありますので、どうかしっかりと勉強していただいて、町当局を御支援いただきたいと、こんなことを併せてお願いをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 地区からの空き家情報を収集し、町民の皆様と協働で空き家を利用を進めていくということですが、現在、2点想定して、今、研究しております。

1 点目は首都圏からの小山町への距離感が非常にいいことから、2 地域居住、2 地域居住と申しますのは、平日は首都圏で勤務し、週末を小山町で暮らす。小山町で例えば農業をやっていたとか、あるいは各山林とかで枝打ちだとか植林だとか下草刈りだとか、そういったことを地域の皆さんとともにサポートしていただいて、週末を小山町で暮らしていく2 地域居住を1 点想定しています。

あともう1 点は、小山町に移住、定住をされる首都圏からの皆さんのお試し施設として空き家を利用したらどうかということを検討しています。例えば、首都圏から小山町へ来ると、町になるかどうかなどというのは非常に重要なこととなりますので、一定の期間空き家に住んでいただいて、それを地域の皆さんと町の行事だとか文化だとか風習、習慣、そういったものを地域の皆様にお聞きしながら、また地域の皆さんからサポートしていただいて、小山町に本当に自分、住めるのかなというようなことを試していただく、お試し施設としての空き家利用を考えております。この2 点を今、研究しておりますので、今後、こういったことが展開できるかな、できたらいいなというふうに考えております。

以上であります。

○12番（池谷 弘君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 今回は、まず道德の教科化による今後の道德指導の在り方について。第2点目、選挙権の18歳までの引き下げにかかる小中学校の学級指導の在り方について。以上2点について質問いたします。

まず道德の教科化について伺います。

道德の教科化がいよいよ間近に迫ってまいりました。2018年度より正式に始まるそうであります。教科書も選定されるということでございます。そこで、道德指導の今後の在り方について伺います。

振り返ってみますと、道德は昭和30年代に始まり、全国に少しずつ広がってまいりました。当初は資料の選定や指導方法に手探りの状態だったと伺います。人類愛や家族愛、自分自身や他者への向き合い方などの様々な徳目をただ押しつけるのではなく、子どもたち自身が資料を通して自らの力でこれらの徳目に納得して、日常生活に生かせるよう配慮した指導が研究・実践されてきたものと、私は確信しておるところでございます。

県内でも様々な研修会や研究発表会が行われ、前向きに取り組んでいると伺います。小山町でも40年以上も前に小山中学校方式という道德指導の実践的指導計画がつくられ、駿東地区の各中学校では随分活用されたと伺っております。

また、各小中学校では実質的な資料収集や場面設定などの積み上げがたくさんされてまいりました。以上のような経緯の中で道德の教科化が行われるのはどんな理由からでしょうか。中には戦前の修身のように徳目の押しつけになるのではないかと心配する向きもあります。修身とはどう違うのか、教科化の狙い及び修身との違いを伺いたいと存じます。

また、道德が教科となることは評価、評定が行われるということになります。その際、幾つかある徳目の暗記の量が評価の基準となるのでしょうか。また、他教科のように数字による評価、評定になるのでしょうか。指導要録や通知表にはどのような形の評価、評定になるのかお教えいただきたいと思っております。また、道德の時間の指導は教科書を使って行われますが、資料などの選択や場面の設定など、これまでの道德指導の積み上げは生かされるのか。生かされるとすればどのようにするか。また、道德の指導は、これまで道德の時間に限らず学校教育全体の中で進められてまいりました。

各教科の指導はもちろん、各行事、日常生活等、あらゆる場面が対象となってまいりました。今後もその方向を目指すのでしょうか。教育長に伺いたいと存じます。

質問の2点目であります。国政選挙権年齢の18歳への引き下げにかかる小中学校の学級指導の在り方について伺います。

来年の参議院議員の選挙から選挙権が18歳まで引き下げられることになりました。しかしなが

ら、85%から90%の世界の国や地域では、既に18歳まで引き下げられており、何年も経過しておるそうでございます。更に、オーストリアでは2007年に16歳までに引き下げたそうです。多くの場合、若者の政治離れ、選挙離れのストップが目的で、この目的はかなりの国々で実現しているようです。

ドイツでは1972年、18歳まで引き下げられました。この引き下げるもととなるのは、1976年に政治的中立性を保つため、政治教育三原則が決められたそうであります。この三原則に沿って指導が行われていると伺います。この三原則とは、1、教師の意見が生徒の判断を圧倒してはならない。2、政治的論争のある話題は論争があるものとして扱う。3、自分の関心、利害に基づいた政治参加能力を獲得させるとのことです。この原則をもとに政治教育が行われているということでもあります。民主主義の根本理解がこの政治教育の目的だそうであります。

また、多くの国では、小学生のうちから様々な場面での判断能力を高める、そのような指導が進められていると伺います。日本でも、この引き下げの決定に関する高校生への指導について、文部科学省の各高校への指導や高校生へのテキストなどが示されております。このことについて、同じ高校3年生であっても、18歳になっている者とそうでない者が混在する中で、現場の高校で取り上げ指導することは大変大切なことと感じ、応援すべきことと存じますが、政治学習というより具体的な投票行動への指導にとどまるおそれが心配されます。

これを期に、若者の政治離れへの対策など、抜本的に改革する必要があると思われませんが、このままではいささか遅きに失するのではないかと考えております。というのも、以前には小中学校において学級会活動という時間があり、各学級における諸問題について教師の指導、助言のもと、子どもたちの手で取り上げ、話し合い、解決を図ろうとする中で子どもたちの自治意識、問題に気づく力、解決を図ろうとする力、解決する力などを高めてまいりました。若者の政治離れが言われておりますが、学級会活動が十分には行われなくなってきたことがその遠因の一つといえるのではないかと考えております。

そうでなくとも、各年代にわたって投票率の低下が憂慮すべき事態になっている今、小中学校の時期から子どもたちの意識を高めておく必要があると思われまます。そこで教育長に伺います。町内の小中学校では、学級の諸問題について、学校職員はどのような指導をなさっているのか。子どもたちにどのように気づかせ、どのように解決を図らせ、どのように解決に至らしめているか伺います。このことは、一方では現在いじめの問題が大きな社会問題となっておりますが、その解決策の一つとも言えるのではないかと考えておるところであります。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 佐藤議員にお答えいたします。

はじめに、道徳の教科化による今後の指導の在り方についてであります。

道徳の教科化の理由についてであります。本年3月の学校教育法の施行規則の改正により、

道徳を特別の教科とすることとなりました。教科とは、中学校以上では、その教科の免許を持った教員が指導すること、検定教科書を使うこと、評価は5段階など数値で行うことなどと決まっておりますが、特別の教科、すなわち道徳には若干違いがあります。

一つは道徳専門の免許は設けず、指導はこれまでと同様に学級担任が行います。もう一つは、評価は数値で示すことはそぐわないため、文章で表すことが検討されています。

修身との違いについてであります。道徳の教科化に関して幾つかの課題がありました。その一つに戦前の修身の復活も上げられました。その他にも価値観の押しつけではないかということもありました。しかし、自立した人間としてよりよく生きようとする意思や能力を育むことを目的として文部科学省は学習指導要領を本年3月に改定したところであります。

教科としての道徳の評価についてであります。現在文部科学省では専門家による会議を設けて専門的に検討することとしております。

今後の方向についてであります。考え、議論する授業の実施をキーワードに、問題解決や体験的な学習なども取り入れて指導方法を工夫しながら取り組んでいくこととなります。

教科としての道徳は、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から実施することとなります。これまでの道徳の時間において積み上げられたことも当然踏まえていくこととなります。今でも道徳教育は研究指定校を設けて研究が続けられてきています。過去に小山中学校も指定を受け、小山中学校方式などをまとめ、研究成果を上げました。また、各学校でも他校の研究実績や資料を活用し、道徳の時間をかなめとし、学校の教育活動全体を通じて道徳の指導をすることが大切なことであると実践を続けております。

このたびの指導要領の改定は、内容についていじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善されました。今後の指導方法については、児童生徒の発達段階をより重視するとともに、実践を伴う技法的な指導も積極的に取り入れ、道徳の時間と他の教科等との連携を強化し、先ほど申しあげました自立した人間としてよりよく生きようとする意思や能力を育むという目的を達成するようしていきたいと考えております。

以上であります。

2つ目の質問にお答えします。

次に、選挙権の18歳までの引き下げにかかる小中学校の学級指導の在り方についてであります。

学級における問題には、教師の指導により解決を図るときもありますが、子どもたちが話し合っ解決を図ることも多くあります。そのような時間の確保についてであります。議員御指摘のように、学級会活動という言葉は使われておりませんが、現在の指導要領にも特別活動の中に学級活動として設けられているところであります。

この学級活動には、学級や学校における諸問題の解決という項目が挙げられており、過去の学級会活動と同様の活動が行われているところです。

活動の内容ですが、各学校においてそれぞれ工夫をしております。例えばクラスで議題箱など

を用意して、その中にある課題を話し合いにより選んでいるところもあります。何よりも子どもたち同士で何かを決定していく際には、折り合いをつけることが大切であり、お互いの考えを尊重し、まとめていく力が必要となります。折り合いをつける体験をたくさんすることで、相手を尊重する気持ちを持ち、ひいてはいじめ防止にもつながると考えております。

ただし、学級活動の中で話し合いを行うのには時間数に限りがありますので、すぐに話し合う必要がある場合には朝の会や帰りの会などでも行っているところでもあります。

さて、選挙権が18歳まで引き下げられることになりました。また、若者の政治離れが取り沙汰されている中で、小中学生から政治や選挙を意識することは重要なことでもあります。町内の小中学校においては、役員を決める際、立候補し、投票によって決めているところでもあります。幾つかの学校では立ち会い演説会も行っております。また、本年度は、2つの中学校で町の選挙管理委員会をお願いをして模擬投票の体験をいたしました。

また、政治の学習は、小学校では社会科で、中学校では公民の時間にも行われております。また、社会科見学などでも国会議事堂を見学する学校が多くあります。いずれにいたしましても、集団で物事を決定していくためには、お互いの考えを尊重し、まとめていく力が必要となります。これからも学校生活の中でより良い学校、学級、また、仲間づくりのためにより多く子ども同士が話し合う機会を持てるようにし、子どもたちの自治能力を高めていく教育を推進してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○2番（佐藤省三君） 道徳の関係で再質問をさせていただきます。

道徳の教科化に伴って、教科書が決まるということになりますと、今まで各学校で道徳の資料ということで大部の量の資料が集まっているんじゃないかなと、このように私、考えておるんですが、これらの資料は、中には教科書の中の資料として取り上げられるものもあろうかと思いますが、それ以外の資料について、どのような扱いになるのか伺いたいと存じます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 今まで積み重ねてきました資料は、各学校に多くあります。教科書で今回、これから学習することになりますが、やはり学級の実態、子どもたちの今持つ問題等を重ねて、課題に適した教材を教員が選択してやっていくことは、今、幅広く十分に考えられているところでもあります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は2件の質問をさせていただきます。

はじめに、災害時の「安否確認ボード」を全世帯に配布することについて伺います。

先進例として、東京都練馬区は10月に区内の全世帯に安否確認ボードを配布しました。A5サイズの同ボードの表には、4カ国語で「無事です」と表記し、災害時にはこれが見えるように、玄関のドアノブなどにかけることで、救助隊員や住民が安否確認の必要がない家庭を効率的に判別し、迅速な人命救助につなげることができるというものです。

また、裏面には、水、食料の備蓄や家族との連絡方法の確認など、日頃の備えに関する心得も記載してあります。このボードがあれば、災害時の地域の状況が一目でわかります。また、災害時には隣近所で助け合うことが重要で、これが共助のきっかけになればと思います。いざというときにスピード感のある対応を可能にするために、この安否確認ボードが有効で、災害時の被害を最小限に抑えるための対策と考えますが、町の所見を伺います。

2件目は、「ヘルプカード」の普及促進について伺います。

ヘルプカードは、障がいのある子どもや大人、難病を抱えた人が災害や事故に遭ったり道に迷ったりした緊急時に、助けを求めるために使うカードです。カードには緊急連絡先の保護者、学校の担任教員、施設の支援員の名前や電話番号、障がいや疾病の特徴、支援の仕方、内容などを記入し、ケースに入れて持ち歩くものです。

このことで、緊急時や災害時に周囲からのスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があります。現在、このヘルプカードを作成、配付する動きが全国の自治体に広がっています。私事で恐縮ですが、先日、三島市で開催された発達障がい者の支援を考える議員連盟の研修会に出席しました。県東部の県会議員、近隣の市町議員が出席していました。そこでヘルプカードについての概要や効果、先進的な取り組みを行っている東京都の事例などを伺いました。私も何かあったときはすぐ弱者に支援の手を差し伸べられることが重要と思います。

また、障がい者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも、ヘルプカードの普及を促進すべきと考えますが、町の見解を伺います。

以上、2件の質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、災害時の「安否確認ボード」を全世帯に配布することについてはあります。

安否確認ボードは、災害時に地域で助けを必要としている方を速やかに見つけ、支援するための手段であり、議員御指摘のとおり、東京都練馬区においては全世帯に対し、10月末までに配布を完了したと確認をいたしております。これは震度5弱以上の地震が起きたとき、支援の必要のない世帯は安全確認ボードを玄関先などに掲示し、無事であることを示すことにより、安否確認の必要な世帯を特定し、救出、救助などの迅速化を図るため、有効な方法の一つであると考えております。

安否確認ボードの裏面には、日頃の備えに関する心得や共助の大切さを盛り込んだ内容となっ

ており、共助による安否確認と防災啓発の二つの目的で配付したものと認識をいたしております。全国ではこの方法以外にも自宅にある黄色や白色のハンカチ、タオルなどを玄関やベランダなどに掲げ、避難所に避難していることや、無事であり、在宅避難しているなどを表すルールを定めるなど、様々な安否確認の方法が実践されております。

本町における各世帯の安否確認の手段の状況につきましては、既に多くの自主防災会で黄色いハンカチ等による確認方法など、それぞれ独自に約束事を取り決めて実施されております。町では、災害に強いまちづくりの一環として、各種施策を進めているところでありますが、その一例として、昨年度、須走地区で実施しました3県合同の富士山火山噴火避難訓練においては避難した世帯は白い布を掲示することを自主防災会で取り決め、避難状況を消防署、消防団員等が確認し、その有効性、迅速性を確認することができました。

また、地震、噴火、土砂災害などに対応するため、避難行動に特に支援を要する方の安否確認については、避難行動要支援者名簿を整備更新し、自主防災会、消防署、民生児童委員と情報の共有を図ることにより、避難体制の充実を図っております。

更に昨年度は静岡県が策定した第4次地震被害想定に基づいた震度分布図、風水害対策としての土砂災害想定危険区域図、富士山噴火に対する富士山ハザードマップ、日頃の備えなどに関する項目を記載した小山町防災対策ガイドブックなどを全戸配付し、自らの命は自ら守るための防災啓発を行いました。

災害に強いまちづくりを実現するため、議員御提案の安否確認ボードや黄色いハンカチなどの活用を含め、自主防災会連合会の御意見を伺い、地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、関係課長から御答弁申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） ヘルプカードの普及推進についてであります。

ヘルプカードとは、コミュニケーションの困難のある方などが不測の事態に陥ったとき、周囲の方々に困難への理解や支援を求めるために携帯するカードであり、災害の発生時、避難時、パニック、発作、病気等の緊急時、手助けを必要とするときなど、場面を想定し、活用されております。

カードには所持者の名前、連絡先、電話、呼んで欲しい方の氏名などのほか、自分自身に必要な支援内容としての障がい、疾病等の特性や具体的な支援内容など、障がい者の細かい情報を記載することができるものがあります。

特に視覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者など、一見障がい者と分からない方が周囲の方に支援を求める際に有効であり、助けが必要な方や助けたいと思っっている方などにも役立つものと認識しております。

一方、ヘルプカードは住みなれた地域で安心して暮らしていくために必要なものと考えますが、上手に普及させていかないと効果が半減してしまいます。先進地である東京都の事例では、自治体を越えて移動する際にも活用できるものにしてほしい、あるいは一般の方に余り知られていないことが不安との声があることから、表面を統一的なデザインにするなど、標準様式を都が定め、広域での普及を促進し、都民全体への理解を広げていくことが必要としています。また、東京都では、普及のためには実際にどのようなことに困るのか等、幅広い関係者の意見を伺いながら検討することが大切としております。

このように、ヘルプカードの導入・普及促進は、生活圏が広がった現在、町単独で行うよりも、広域での推進が求められておりますので、まずは障がい者団体や支援事業所、障がい者施設等で組織されている御殿場小山障害者自立支援協議会と協働で、導入や普及促進について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

1件目の安否確認ボードを配付する件ですが、各地域ごとに黄色いハンカチや白い布で無事を提示するのもよいと思いますが、ボードにすると、それに追加して、私はどこの避難所、おばあちゃんはどこどこの福祉避難所などと言っても情報を提示できます。親戚や知人が心配して尋ねる場合もあります。私の住む北郷地区では、まだ安否確認の手段は聞いておりませんが、できれば町で統一した安否確認の手段、誰が見てもわかる安心できる手段を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか、どうでしょうか。

次は、2件目のヘルプカードについてです。御殿場小山障害者自立支援協議会と協働で導入や普及促進について検討していきたいとの答弁ですが、町の社会福祉協議会ともしっかりと連携していただきたいと思いますが、このことについてのお考えを伺いたいと思います。これが1点目です。

次に、このヘルプカードで日常生活の中や災害時などで大変役に立った事例が数多く報告されています。いつ災害や緊急なことが起きるか分かりません。迅速な対応をしていただきたいと考えますが、先ほどの御殿場小山障害者自立支援協議会というのは、いつ頃開催される予定でしょうか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

安否確認の件でありますがおっしゃったとおり、やっぱり大事なことでありますので、これについてはいろいろ今までもやってまいりました。ちょっと今までの小山町のやってきた実績を申し上げますと、安否確認の訓練の実施事例でございますが、成美地区においては小山4区、落合、2地区がやっております。また、明倫地区は坂下、谷戸地区、ここも2地区ですね。それか

ら足柄地区は向方、宿区、北郷地区は一色、上古城ということで、用沢はやっておりません。須走地区は、今申し上げたとおり、富士山噴火の訓練でやっているということで、このような形の中で、今までそれぞれの自主防災が自主的にこの訓練をやってきていただいているということで、この件につきましてもやっぱり町内40ある自主防災との相談をしながら、どういう方法がいいか、これから検討して取り組んでいきたいと思いますが、御理解いただきたいと思います。

あとにつきましては課長から答弁させます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） ヘルプカードの普及促進のための協議を福祉協議会とということでございます。こちらにつきましても、社会福祉協議会と十分連絡、調整をしまして進めていきたいと考えております。

続いて、2点目、こちらの御殿場小山障害者自立支援協議会、こちらがいつ開催されるかということでございます。これにつきましては、運営協議会が毎月開催されておまして、今月におきましては12月17日に開催を予定しております。このときの議案として出していただくように、既にお願いをしております。こちらの中で、また御殿場市等も来ますので、ここで併せてこちらの方の連携をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） ありません。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時02分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） 本日は2件の質問を行います。

まず、介護保険事業計画の今後についてであります。

全国的に急速な高齢化が進む中、本町も小山町高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画に引き続き、本年度から小山町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定し、国の動向や町民のニーズを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って生活ができるよう推進しているところであり、小山町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画も8か月を経過しております。前計画に引き続き、様々な事業等が計画されておりますが、国の制度改正に伴い、平成29年度は要支援1の方の介護予防給付である訪問介護と通所介護が、現在の一次予防、二次予防事業と合わせ、地域支援事業の新しい介護予防、日常生活支援総合事業として始まると聞いております。

途切れのない在宅介護を進めるためには、地域の方々や介護事業所と協働して、まずは訪問介護やデイサービスの利用を進めるべきと考えます。介護保険事業推進計画の今後について見解を伺います。

次に、運動施設について2項目伺います。

まず多目的広場の使用についてであります。現在は多目的広場全面の使用のみを実施しております。競技によっては半面、4分の1面で使用できる競技もあります。例えば、使用申請者が競合した場合、半面しか使用していないのに、残りの半面は使用できない状況にあります。

春や秋の気候がよい時期において、複数の団体等がスポーツを楽しみ、健康増進に寄与するためにも、分割での使用をすることがよいと思いますが、町の見解を伺います。

次に、ネーミングライツ広告事業の展開についてであります。

各地でスポーツ施設のネーミングライツ広告事業により、自治体の負担軽減が進められております。本町でも、昨年から本年にかけて、首都圏からのアクセスのよさや高地トレーニングのメッカ、御嶽山の災害の影響もあり、全国大会レベルのチームが合宿し、成果をおさめていると聞いております。町内に所在する各種運動施設を整備し、より多くの方々に知っていただき、愛される施設とするため、ネーミングライツ広告事業の展開はと考えます。また本町の体育振興、合宿誘致のチャンスと考えられます。ネーミングライツ広告事業の展開について、町の見解を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、介護保険事業推進計画の今後についてであります。

介護保険制度の改正に伴い、現在行っている要支援認定者を対象とした介護予防給付と、要支援に認定されていない、いわゆる自立している方を対象とした地域支援事業の枠がなくなり、介護事業所等による訪問介護やデイサービスを含めた介護予防を、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業等として一体的に提供する、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、町では平成29年度から実施していくこととしております。

新しい介護予防事業では、専門職によるサービスが必要な方は、現在同様、介護事業所等によるサービスを引き続き御利用できます。また、必ずしも専門職によるサービスが必要でない方は、元気な高齢者が、ボランティアや介護事業所等に雇用される形で提供されるサービスを受けることができます。これは、高齢者にサービスの担い手として参加していただくことにより、高齢者自らの介護予防につなげていくものであります。

新しい介護予防事業を円滑に進めていくためには、町民の皆様にお互い助け合う互助の気持ちを持っていただくための地域づくりと、自らの介護予防に積極的に取り組んでいこうという意識を持っていただくことが重要なことと考えております。

町では、地域住民をはじめ、各種団体や介護事業所等で地域の情報を共有し、連携・協働によ

る新しい介護予防事業を構築していくため、来年4月に協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を計画し、関係者間のネットワークの構築や、地域の声や力を新しい介護予防事業に反映させてまいりたいと考えております。

現在、10月に発足した協議体設置準備委員会で、地域の課題や資源を拾い出し、誰もが手軽に集える通いの場やふれあいサロンの充実等、地域づくりへの取り組みを検討いたしております。

今後も小山町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が提供され、高齢者が住みなれた町で生きがいを持って生活ができるよう、地域の皆様と協働で新しい介護予防事業を構築し、地域包括ケア推進を図ってまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、関係課長から御答弁申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） 運動施設についてのうち、多目的広場の使用についてであります。

現在、多目的広場の利用は、平日にはグラウンドゴルフ、土曜日、日曜日には少年サッカー、野球での団体利用が主なものとなっております。

また、平成26年度の多目的広場の利用実績は、延べ146件、6,049人の利用があり、今年度も同程度の利用件数で推移をしております。

現在の多目的広場の利用申し込みについては、午前、午後、全日の利用区分ごとに1団体のみに利用を許可しております。議員御指摘のとおり、利用する種目等によっては半面、4分の1面で利用できる場合もございます。

町民の健康増進だけではなく、多目的広場の利用率向上並びに気軽にスポーツを楽しめる環境を充実する意味からも、今後、複数の団体が気軽に多目的広場を利用できるシステムを指定管理者と協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、ネーミングライツ広告事業の展開についてであります。ネーミングライツとは、地方自治体等の所管する施設の名称を企業等に売却して資金を得るもので、スポーツ施設や文化施設を中心に多くの公共施設においてネーミングライツが導入されております。

また、最近では、公道などにも導入されるなど拡大傾向にあり、地方自治体の収入減確保策としても評価されているものであります。

公共施設では2003年に味の素が東京スタジアムの名称を購入し、味の素スタジアムの呼称を用いたのが最初であります。静岡県内でも静岡市清水日本平運動公園球技場、菊川運動公園多目的広場などで導入されております。

ネーミングライツの導入のメリットとしては、自主財源の確保及び施設運営の安定化などが挙げられます。しかし、利用者や大きなイベントが少ない施設では、広告効果が低いと評価され応募する企業がないことがあるという事実もございます。

一方、デメリットとしては、企業名や商品名ばかりが目立ち、町の地名が施設名称から削られることもあり、施設の所在地が分かりにくくなるおそれがあります。また、契約期間は3年から5年が一般的であり、短期間で施設名が変わる可能性があることから、利用者の混乱を招き、地元の施設として定着しづらくなることなども考えられます。

これらのことから、町内運動施設へのネーミングライツ導入については、メリット、デメリットについて更に研究し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問いたします。主要事業として運動能力向上事業、口腔機能向上事業、介護ボランティア養成事業、お達者度測定事業、元気塾等があると聞いております。ただいまの答弁でも、介護ボランティアの必要性が述べられておりましたが、本町の介護ボランティア養成講座において受講者も年々増加していると聞いております。現状と目標値を伺います。

次に、多目的広場の使用についてであります。これにつきましては、指定管理者と協議をされ、速やかな対応を望みます。

次に、ネーミングライツであります。現状の体育施設への対応は厳しいものと考えられますが、中長期的な視点から施設整備を行い、ネーミングライツを実施できるレベルまで引き上げることで、小山町、まち・ひと・しごと創生総合戦略に通ずるのではないかと考えます。前向きな検討を望みます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 渡辺議員の再質問にお答えします。

介護ボランティア養成講座における現状と目標値についてであります。介護ボランティア養成講座は、平成21年度から始めており、平成26年度までの受講者の累計は240人です。目標値としましては、平成31年度までに累計500人を目指しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） まず1点、多目的広場の使用の関係です。速やかに対応ということでもありますけれども、今、現実的に考えておりますのが、競合した場合、それが話し合い、我々が中に入って折衝できるような形にしたいとは思っておりますけれども、例えばソフトボールを2面でやった場合、外野同士のぶつかった時の補償とか、いろいろな問題がありますので、なるべく指定管理者等と協議をしながら早めな対応がとれるような形で競技をしてまいりたいと思います。

あと1点、ネーミングライツの件でありますけれども、予算等と財政規模等の問題もありますので、それが許す範囲内で、どのような形でできるか、また今後検討してまいりたいと思

ます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 再々質問でございます。

去る9月に県が主催する御長寿サミットが本町で開催され、町長の先進事例の発表があり、県内外からの参加者から、町の取り組み等が称賛されました。高齢者が住みなれた町で生きがいを持って生活できる環境を整え、住民や介護事業所との一層の協働が必要とされていると考えます。また、全国766自治体、また県内では22市町で策定された地方版総合戦略の中でも、本町は元気に暮らせる環境整備として、お達者度向上に向けての姿勢を表しているところではありますが、現状値及び目標値を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） お達者度の現状値と目標値についてであります。お達者度の最新のもののが平成24年の数値となっておりますので、こちらでは小山町は男が16.56年、女が19.59年となっております。

また、目標値としましては、平成31年度を目標としまして、男17.12年、女20.64年としております。

以上であります。

○7番（渡辺悦郎君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は今回、通告により、2項目の一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、1項目目の質問に入ります。足柄駅舎改築と駅前再開発についてであります。

足柄地区は、内陸フロンティア構想により、桑木のサービスエリア周辺の開発事業やスマートインターの設置、旧新宿学園跡地の複合介護施設と菜の花認定こども園の設置、更に労働金庫跡地の開発など、着々と目覚ましい開発がされようとしています。

その足柄地区の玄関口の足柄駅がみすぼらしく、寂しく、また1時間に1本程度の運行と情けない現状になっております。現在の足柄駅は昭和22年に地元民の力で駅舎を作って以来、68年間経過しようとしております。足柄駅舎改築については、足柄駅前土地区画整理事業の施工に当たり、JR東海と協議を何度かしていると聞いておりますが、とんざして、今現在に至っております。

現在、無人駅でもあり、通学の小山高校生などは寒いときでもホームのベンチで休んでいるのが現状であります。また、最近、足柄峠や金時山へのハイカーも多くなってきており、喫茶店など休めるところが欲しいねという声が私どもにも聞かれます。足柄地区のサロンなどでは、足柄駅を周辺観光所も兼ねた、ほっと一息つけるカフェに変えたいことや、足柄駅のいすに座ると金太郎の歌が聞こえるようにしてほしいなど、区民の意見も足柄駅に関して出されております。

私としては、足柄駅舎の改築を含んだ複合施設の設置がよいと思います。足柄支所及びコミセンも含めたものにして、人が寄り、地元の人々の休息の場やハイカーや観光客が休める場でありませう。町が複合施設の設置計画もあると聞いております。

また、私は、今回、足柄駅の改築に伴いまして、足柄駅の駅名の変更も提案したいと思ひます。そこで、5点ほど質問いたします。

1つ、足柄駅舎の改築について、ポイントの移設なども含めてJR東海との協議はどの程度進めているのですか。

2つ目として、駅前ロータリーの再開発の中で、県との協議で都市計画の関係は解決できますか。

3つ目として、複合施設をつくる場合、どのような構想を持っているのでしょうか。

4つ目として、足柄支所及びコミセン機能の移転は考えていますか。

5つ目として、足柄駅名の変更で足柄駅を、例えば足柄金太郎駅などに名称変更を検討する考えはありますか。

これから小山町及び足柄が発展する重要な玄関口と思ひますので、今後の取り組みについてお伺ひいたします。

1項目目についての質問は以上であります。

続きまして、2項目目の質問に入りたいと思ひます。

足柄幼稚園の将来構想についてという難しい表題ですが、簡略に質問いたします。

現在、医療法人社団青虎会の複合介護施設の隣地に虎ノ門グループの社会福祉法人博友会が菜の花こども園の建設中で、平成28年4月1日予定からの開園に向けて、園児の募集をしております。ゼロ歳児から5歳児までの90人の定員とのことであります。小山町が民間事業で行う子ども園ははじめてで、しかも足柄地区に保育園もなかったので、よいことではあります。この菜の花こども園の募集要項には、土曜、休日保育の対応もあります。

今後の募集状況でわかりませんが、3歳児から5歳児については足柄幼稚園児と競合します。私は、足柄幼稚園の園児数が極端に減ってまいりますと、足柄幼稚園の存続が懸念されてくると思ひます。足柄区民も存続について心配されております。

そこで、教育長にお伺ひしますが、今後、足柄幼稚園は菜の花こども園と共存共栄の形で運営していくのか。減っていった暁には足柄幼稚園の廃止も考えていくのか、将来の構想をお伺ひいたします。

以上、2項目についてよろしくお伺ひいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、足柄駅舎改築と駅前再開発についてのうち、足柄駅舎の改築について、ポイントの移設なども含めて、JRとの協議はどの程度進めているのかについてであります。

足柄駅舎については、平成23年度からJR東海静岡支社と協議を開始いたしました。町としましては、駅舎敷地内に駅舎機能を備えた複合施設を計画し、にぎわいを創出することを考え、協議を重ねてまいりました。

この間、JR東海静岡支社からは、足柄駅舎の改築計画がないこと、駅舎を改築する場合、基本的には小山町の負担となること、駅舎機能を含めた複合施設に改築することが望ましいこと、また、ポイント制御施設の移設が必要となり、移設には多額の補償費が必要となることなど説明を受け、調整をしてまいりました。

現時点では、既存駅舎の取り壊しを行い、待合など駅舎機能を備えた複合施設を設置していくことでお互い合意し、施設用地はJR東海から賃貸借により借り受けをすることとしております。

今後は、施設建設に向けた事業の進め方についてJR東海静岡支社と詳細な協議を行っていくこととなっております。

次に、駅前ロータリーの再開発の中で、県との都市計画の関係で解決できるのかについてであります。駅前ロータリーにつきましては、足柄駅周辺の区画整理事業を実施した際に、駅前広場として都市計画決定をされております。

静岡県からは、都市計画決定した区域等を変更することは困難であるとの回答を得ておりますことから、区域を変更して何らかの行為を行うことはできないと考えております。

しかしながら、小山町地域公共交通会議で検討を始めた地域公共交通網形成計画における位置づけや三来拠点事業により今後増大が見込まれます駅周辺の交通事情等を踏まえますと、駅前ロータリーの活用は高まるものと考えております。

現在、具体的な整備計画はありませんが、今後、駅を利用される方々や地域の皆様と検討してまいりたいと考えております。

次に、複合施設をつくる場合、どのような構想を持っているかと、足柄支所及びコミセン機能の移転は考えているのかについてであります。関連性があるため、一括して答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中でも、駅舎について触れておりますので、一部重複する部分もありますが、基本的な考えとしましては、駅舎としての機能だけでなく、駅舎に付加価値をつけたものにすべきと考えております。

議員御指摘のとおり、小山高校生やハイカーが休憩できる機能を備えたスペースを設けること、足柄支所の機能を持たせることにより、平日の日中に限りますが、無人駅の状態を一部解消し、駅の利便性、安全性の向上を図ること、更に観光客等に対する情報発信機能を持たせることにより、滞留時間をより長くすることでにぎわいを創出できる施設にすべきだと考えております。

コミセン機能の移転につきましては、現在、庁内に検討する組織を設け、現在の足柄コミセンの使用状況を踏まえながら検討しているところでございます。

次に、足柄駅名の変更で、足柄駅を例えば足柄金太郎駅などに名称変更を検討する考えはある

かについてであります。

これまでJR東海静岡支社に打診をしておりましたが、駅名の変更は静岡支社でなくJR東海本社の扱いとのことであります。仮に駅名の変更が可能となりましても、他の駅に掲示されています時刻表や、現在発刊されているダイヤに関する書籍等の内容を全て変える必要があることから、多大な費用がかかること、また、その費用負担は誰がするかなどの問題が生じることから、難しいと聞いております。

そのようなことから、現段階においては、駅名の変更は考えておりませんが、計画しております新施設については、足柄らしさを感じる施設名や愛称を決めるなど、今後検討してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、教育長から御答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 足柄幼稚園の将来構想についてであります。

はじめに、足柄幼稚園と同じ足柄地区でフジ虎ノ門グループの社会福祉法人博友会が建設を進めている認定こども園菜の花こども園について、若干説明をいたします。

このこども園は、町内初の民間のこども園であり、病後児保育や休日保育など、町立保育園で行っていない児童福祉サービスも実施すると報告を受けております。更に外国人講師による英語教育や専門講師による体操教室なども取り入れたいと伺っております。

菜の花こども園は民間のこども園ではありますが、本年度始まった新たな子ども子育て支援制度により、保育料は小山町の条例に基づき公立保育園と同じであり、入園申し込み等も小山町が受付をするなど、町と共同して運営していくこととなります。

更に、菜の花こども園の園長は、毎月開いている町の園長研修会に加わることで、今月の園長研修会に出席して意見交換をいたします。職員につきましても、町の職員で組織している幼保の会に加わることであります。

したがいまして、来年度からも菜の花こども園を含む町内の各園は、それぞれの園の個性を尊重しながら、一体的に小山町の幼児教育保育に取り組んでまいります。

さて、足柄幼稚園の将来の構想についてであります。足柄幼稚園のような公立幼稚園を取り巻く現状は大変厳しいものがあると思います。本年度から始まった新たな子ども子育て支援制度の実施に当たり、公立幼稚園は全て新たな制度に基づき運営することとなり、更にこども園に移行する園も多くありました。

一方、私立の幼稚園は従来どおりの仕組みのままか、新たな制度に移行するか選択をすることができましたが、将来の経営状況を踏まえて、新たな制度によるこども園に移行した園も少なくなかったと聞いております。このように純粋に幼稚園として維持していくことは、少子化や労働形態の変化など、様々な要因により厳しい状況にあると考えております。小山町も更に厳しい状

況にありまして、町内の幼稚園の園児数は10年前に比べ、おおよそ4分の3に減りました。足柄幼稚園は更に減少し、おおよそ3分の2に減っております。

今後の状況ですが、この10月で町内の保育園、幼稚園、こども園の入園受付をいたしましたところ、きたごうこども園と菜の花こども園の短時間利用児を含めた幼稚園の園児数は245人でありました。この人数は今後若干変わるとは思いますが、本年11月現在の園児数と比べますと10人以上減少しております。

このように、公立幼稚園を取り巻く状況は今後ますます厳しくなることが予想されますので、状況の変化に留意するとともに、今後の推移によりましては足柄幼稚園に限らず、町内の保育園、幼稚園のあり方を検討していく必要も生じてくると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問ですが、1項目目の足柄駅舎改築と駅前再開発について、駅舎改築の方向性については前向きな回答をいただきました。そこで、2点だけ再質問させていただきます。

1点目は、以前、駅前の土地区画整理のとき、駅舎改築検討委員会などで検討していて、そのとき、足柄地区の皆さんの意見も取り入れていたと聞いていますが、今後、足柄地域全体の皆さんへアンケートなど、幅広い意見を聴くなどした方がよいと思いますが、このような機会を設けていただけるのかお聞きします。

2点目は、今後おおよそ何年間ぐらいの目安での構想であるのかお伺いいたします。足柄駅名の変更は、今後も気を長くJR本社に折衝いただければと思います。これは回答は結構です。

2項目目の足柄幼稚園の将来構想についてであります。教育長は、今後の推移を見きわめ、足柄幼稚園のみならず、町内保育園、幼稚園のあり方を検討していきたいとのことですが、1点だけ再質問いたします。

確かに諸要素があり、今後、厳しいものがあると思います。そこで、今後、どのような方法で将来に向けてあり方の検討をしていくのかお伺いします。

以上、1項目目の2点、2項目目を1点、よろしく申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 再質問にお答えをいたしたいと思っております。

昨年度になりますが、2020金太郎計画の中に、足柄地区に足柄まちづくり協議会ができておりまして、この中で既にサロンを開催して、いろいろな意見も出ているやに伺っております。これからも、今、答弁申し上げたとおり、庁内でコミセン問題を今検討しておりますので、これがあ程度見えてきたら、また地域にお出しして、一緒になってこの問題を取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願いをいたします。

済みません、答弁漏れで。おおよそ何年先ぐらい目安での構想かというお話ですが、もう既に実施計画に入る段階でありまして、あとはお金の問題ということで、これから予算編成が始まりま

すので、もしお金が載せれば、来年度から手がけていきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

町内保育園、幼稚園の今後の検討はどのようにしていくのかについてであります。この4月から市内の保育園、幼稚園等の子育てに関するサービスを定めました子ども子育て支援事業計画が始まりました。この計画の策定に当たりましては、条例で設置をいたしました子ども子育て会議で審議をして策定をしたところであります。

したがって、町内の保育園、幼稚園の今後のあり方につきましては、この子ども子育て会議に諮りながら検討していくことになると考えております。いずれにしましても、保育園や幼稚園のあり方は、地域や町民の子育てにかなり大きな影響を与えますので、慎重に検討していく必要がありますので、地域の声をはじめ、様々な意見を反映しながら検討していこうと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（米山千晴君） ここで10分間程度休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後2時07分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告申し上げます。急遽議会運営委員会を開かさせていただきました。菌田議員から申し出がございました案件のうち、件名、今後の財政運営についてのみの発言と申し出がございましたので、これを許可いたしました。

次に、5番 菌田豊造君。

○5番（菌田豊造君） 1件目、2件目を取り下げまして、3件目だけの問題になります。

3件目は、今後の財政運営についてでございます。

平成26年度の単年度収支は、小山町においては1億4,061万4,000円の赤字でございました。この原因は一体何だったのでしょうか。更に27年度では、この轍を踏まぬ工夫はされているのでしょうか。

国においては大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略政策を3本の柱として国の再生に取り組んでおります。町は、その中で民間投資を喚起することにより、町の財政出動を抑えていくのが賢明な策だと思っておりますが、先の臨時議会においては、労働金庫跡地を全体を買い取り、また、開発のための建物、解体など、町の手や金でやっけていこうとしています。

通称労働金庫跡地に関する事案であります。何ゆえに民間の意欲をそぐようなことをしたの

でしょうか。そうしなければならなかった理由をお聞かせください。

また、これが町長のメンツを立てるといようなものであれば、財政のむだ遣いであります。現在進められている通学バスの有料化につながっているとしたら、町の政策である子育て支援など画餅に過ぎません。

この問題は多くの問題を含んでいます。ともすれば政治不信につながるものと思います。

以上によって質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） まずはじめに、今御質問の後半部分、この件について事実確認をしたいことがございますので、反問権をお願いしたいと思います。よろしいですか。

今、質問の中でございました、民間の意欲をそぐようなことをしたかという質問であります。この件につきましては、今年の9月の議会にさかのぼって整理をして御答弁いただきたいと思えます。

去る9月29日、9月定例会が開催されまして、議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）、この件について藺田議員は反対討論をされました。この中のくだりでございますが、「足柄労働金庫跡地については、先に御殿場市にある医療機関が求めていたのでございました。そこへ町が入り、この用地について町が買うと言ってきた」というお話がございました。今回の質問の中にも名前を特定した企業の方のくだりもありました。

ここで質問であります。この話は確認であります。今、質問された中での企業から、この件の話を伺ったかどうか。町が土地購入に介入したということ、これをどこから聞いたかですね。しっかり主語を教えてください。

また、これについては、持ち主である労金の本部、ここの確認がされていたかどうかという事は、町と労金のやりとりがございました。これらについてあなたは一部始終承知をしているかどうか、この点の確認であります。

次に、これも反対討論のくだりでございますが、「先の機関は」、これ、先ほどの固有名詞の機関だと思えますが、「当該地をそのまま研修所として使用を続けたいとの希望から話を煮詰めていたと聞いております。話も十分に煮詰まっていたというふうに伺っております」と。この辺の確認ですね。今回の御質問にあった企業が、法人がどのような形でお話しして、どこまで詰まっていたか。この辺の内容をお示しいただきたいと思えます。

また、3つ目といたしまして、「民間の活力を十分に発揮させることが、その利益をいただき、更なる活性化に役立てることが、私は町の本道ではなかったかと考えております」と、こういうくだりがございます。御殿場市の医療機関が進出してきたならば、どれだけ町にとってメリットがあるか、具体的に議員のお考えを聴きたいと思えます。

また、財政のむだ遣いということも言うておられます。何ゆえに財政のむだ遣いか御答弁いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ただいま町長から反問の申し出がありましたので、会議規則第63条の2により、これを許可します。

なお、反問は質問趣旨及び政策的な意図を明らかにし、議員及び答弁者の相互の理解を深めるために行うものでございます。御承知おきください。

それでは、菌田議員。

○5番（菌田豊造君） まず、どこの法人かという御質問でしたね、第1点目は。それから、どこまで知っているのかという問題が2点目であり、民間活力の導入は町に対してどのようなメリットがあるかというのが第3点の問題。それから、財政のむだ遣いであると、どうして断言できるかというのが第4番目の質問だと伺いますが、それで間違いありませんか。

まず、私は、この問題をはっきりと青虎会から聞いたことを報告します。そして、青虎会においては、このやりとりをしっかりと録音していたということを報告したいと思います。それが法廷の上においてどのようなことになるかは知りませんが、青虎会においては、確か3月16日、労働金庫の所長を伴って、町長にあいさつしにいったと私は聞いています。

この問題については、青虎会においては録音されていると。町長とのやりとりを録音されると私は伺いましたし、その録音の内容は筆記してありました。

以上であります。

○町長（込山正秀君） 私は全くお会いしてございませんで、お聞きになったんですか、お答えください。

○5番（菌田豊造君） 私は筆耕されたものをしっかりと見てきました。

○町長（込山正秀君） 私はお会いしていません。

○5番（菌田豊造君） 3月16日にお会いしてませんか。3月16日に小野企画部長の先導によって、町長と会ったという、私は報告を受けています。

○町長（込山正秀君） 天地神明にかけてもお会いしておりません。

○5番（菌田豊造君） このやりとりをずっとしていたってどうしようもないので、私はこれでもって、そういうことがあったということだけをお伝えして、私の意見に間違いがないという思いを持ちながら、このことに回答いたします。

○町長（込山正秀君） もし、これが事実でなければ、あなた、議員やめますか、どうですか。

○議長（米山千晴君） 質問の内容を明らかにするということでございますので、その辺を十分お含みおきください。

○5番（菌田豊造君） 3月16日に会ったというような事実がないか、あるかということを、私はしっかりと確かめて、私は、進退をはっきりさせたいと思います。

○議長（米山千晴君） じゃ、2項目目に進んでください。

○5番（菌田豊造君） 2項目目については、これは当該の施設から報告を受けていることは、労

働金庫の本部まで話をしにいったと。それで、一度は部長さんからごあいさつもあったというふうに聞いております。

○町長（込山正秀君） 私はこの件で、労金の本部の役員さんとお会いしたのは平成26年2月7日でございます。東京の本部でお会いしました。これは私が企業回りの中の一環としてお邪魔した中での面談でございました。このときに跡地利用の話が出まして、先方さんから、これから検討していくんだということで、もし話が煮詰まったら、また町の方にいろいろお願いしたいよと、相談したいよと、こういう返事をいただいてまいりました。

その後、いろいろ処分の方が決まった連絡もいただいて、去る6月8日ですか、これはまたお会いさせていただいていろいろ向こうさんのお話を聴く中で、町の状況も話して、今回の9月議会の上程と相成ったわけであります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 私が青虎会から聞いているのは、3月16日に労働金庫の所長さんと一緒に町長にお伺いしたときに、民でやることだから口を挟まないよというふうなことまで聞いています。さっきでいうと、私はそういうことは会った覚えもないということですので、町長自身はこの問題、じゃ、町長自身がこの問題、会ったこともないというのを会ったとしていたならば、町長の自分自身の進退はどうなりますか。

○町長（込山正秀君） そのどなたが来たんですかね、私のところに理事長から話が直接はございませんが、私の町長選挙の5時過ぎた後、当選祝い会をやったときに理事長が来られました。そのときのあいさつの中で、この話を私は初めて聞きました。理事長からですね。その前に、職員の方がこれを持ってきました。この構想図。これを持ってきて、私のところに置いていきました。見ていてくれよと、ただそういうことであつたわけで、それしか私は聞いていません。

○5番（藺田豊造君） それは何月何日のことですか。

○町長（込山正秀君） 記憶にございません。

○議長（米山千晴君） 質問の方向性がちょっと逸脱しておりますので、質問は明確に、そして3点目の質問をしてください。質問に答えてください。

○5番（藺田豊造君） 民間メリットはなぜあるかといったら、当然町の金が出ないということですよ。町の財政出動をしなくても、自分達でやると、これほどありがたいことはないじゃないですか。これから当然造成の金も、あるいは解体の金もかかります。それを全部自分ちでもってやるというのは、私は一番小山町がメリットがあることだと、私はそう思います。

○町長（込山正秀君） この土地、議会の御承認をいただいて、金額等は皆さん方御承知のように6,000万円でお買いしました。この面積が2万5,532平米、これを今の6,000円で割りますと、平米単価が2,349円ですよ。これに先ほどから出ている解体費、これが約1億2,000万円かかります。これを足しますと1億8,000万円ですね。この1億8,000万円を、今申し上げた全体面積で割りますと約7,050円、平米ですね。これは土地鑑定、正式ではございませんが、奥側が、今1万

1,000円平米単価出ておりますので、手前側ですから1万2,000円出ると思います。といいますと、土地評価鑑定の価格が3億6,000万円余、実際に、今申し上げた土地代、解体代、足して1億8,000万円、これを差し引きますと、約1億2,000万円、1億6,000万円余、これは計算では小山町の利益になると、こういうことであります。御理解いただきたいと思います。

○5番（藺田豊造君） 安いか高いかという問題をここで論議することは、私はナンセンスだと思います。まず第1に、小山町のこの苦しい財政をいかに守っていくか、それが私は一番のことだと思っています。いかに出さないで、いかに民間の活力を上げ、そして民間からいかにいただくか、これが私は財政の基本だと思う。

高いか安いかなんていうのは、私は論外だと思っています。

以上です。

○議長（米山千晴君） ここで申し上げます。反問は質問趣旨及び政策的な意図を明らかにするものでございますので、答弁者の相互の理解を深めるために行うものであります。再度御承知おきください。

4問目の答弁をしていただけますか。

○5番（藺田豊造君） 私が今までの述べたことが、4問目の答えであります。

以上です。

（「了解」との声あり）

○議長（米山千晴君） 続いて答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 今後の財政運営についてであります。

単年度収支とは、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求めるものであり、前年度と当該年度の繰越金の差が影響します。平成26年度決算に基づく単年度収支は赤字でありましたが、平成25、24年度決算では黒字となっております。また、県内35市町の平成26年度決算に基づく単年度収支は18市町が赤字であり、県内市町の合計でも赤字となっているところであります。

単年度収支は一定の期間を置いて赤字になるのが健全であると認識しておるところであります。時々赤字にならなければ、黒字がたま一方であり、こういった状態は一般の家庭の家計では許されても、地方公共団体としては好ましくないと考えております。黒字が累積するようであれば、黒字を取り崩して、すなわち単年度収支を赤字にして、行政水準の引き上げを図るべきと考えております。

以上のことから、町としては財政の健全化や将来的に持続可能な財政基盤を確立するために中長期的な視点に立った中期財政計画の策定をするとともに、町の発展や住民生活の向上のための政策に積極的に取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 今の件につき、再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 確かに財政黒字になるように、今、努力されていると。じゃ、どのようなことを努力すればいいのか、それについて詳しくお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 藺田議員の再質問にお答えいたします。

町の財政状況は非常に厳しい財政運営を今行っておりますが、その中で、中期財政計画、先ほどの回答ともちょっと重複しますが、中期財政計画をつくり、町の貯金である財政調整基金、こちらの残高を少しでも増やすようにということで努力をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再々質問させていただきます。

1点だけお願いします。もしも当該地、すなわち労働金庫の跡地から青虎会がやめるといった場合の方策は考えておられるんですか。

以上。

○議長（米山千晴君） 今藺田議員がおっしゃっている件につきましては、今の質問の趣旨が違います。今の課長の答弁に対しての再々質問でございます。

○5番（藺田豊造君） それは了解したでしょう。今、それは了解したんだ、私。

○議長（米山千晴君） 課長の答弁に対しての再々質問を許してあります。

○5番（藺田豊造君） じゃ、次へ移ってください。それについて、私、了解しました。

○議長（米山千晴君） よろしいですね。

それでは、再々質問まで行きましたので、これで終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月16日水曜日 午前10時開議

議案第64号から議案81号までの議案18件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。更に、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時34分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成27年第6回小山町議会12月定例会会議録

平成27年12月16日(第3日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
5番	菌田 豊造君	7番	渡辺 悦郎君
8番	梶 繁美君	9番	池谷 洋子君
10番	込山 恒広君	12番	池谷 弘君
13番	米山 千晴君		

欠席議員

6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	大庭 和広君	総務課長補佐	渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員

9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君

閉 会

午前11時04分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第65号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第66号 小山町自治基本条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第68号 小山町景観条例の制定について
- 日程第6 議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第13 議案第76号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第14 議案第77号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 議案第78号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第16 議案第79号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第17 議案第80号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第18 議案第81号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第19 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告について
- 追加日程第3 発議第7号 小山町議会基本条例の制定について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届け出が提出されておりますので御報告申し上げます。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第65号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第66号 小山町自治基本条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提出に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第68号 小山町景観条例の制定について
- 日程第6 議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第76号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第77号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第78号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第79号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第80号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第81号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第64号から日程第18 議案第81号までの議案18件を一括議題とします。

それでは、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過及び結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、12月8日、総務建設委員会に付託された14議案について、審議の経過と結果を御報告いたします。

12月8日、午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長及び課長補佐等、議会から議長立ち会いのもと、委員4名が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定について、議案第65号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 小山町自治基本条例の制定についてを報告いたします。

委員から、第14条の財政運営の中で、中期や長期の財政計画を公表することについても、うたうことができないか。との質疑に。

今現在も中期の財政計画を公表しており、第14条の中でそれらも含め、ここに記載していると解釈しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第66号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 小山町景観条例の制定についてを報告します。

委員から、第9条で、景観計画重点地区について定めているが、今後、どこの地区を基本的に考えているか。との質疑に。

景観計画重点地区に位置づけることで規制をする地区は、須走本通りで、新築・増改築または修繕等の際に規制がかかってきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第68号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを報告します。

委員から、会議室・体験加工室・農産物調理加工室は、全てが外部の方も利用可能か。また、会議室使用料の1時間200円の料金設定根拠があれば教えてほしい。との質疑に。

原則として、貸し出しできる施設は会議室のみです。外部の方も使用していただけます。会議室使用料については、これまでと同様といたします。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第69号は、全員賛成により原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、入湯税の改正により、見込まれる税収はどの程度か。との質疑に。

平成26年度決算の数字を活用し、全員が大人でかつ課税対象であると仮定してお答えします。現在想定しているのは、宿泊を伴うものの数として3,900人余で58万5,000円余、これまで非課税であった者が50円課税される対象となり480万円余となります。その合計の540万円余が、条例が制定された場合に、平成28年度からの収入となることを想定しています。

したがって、平成26年度の決算が53万8,000円ですので、490万円余が増額となる予定です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第71号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、パークゴルフ場を廃止することについては了解したが、その後の利用については。との質疑に。

現在のところ、無料で開放し、休憩所がないとの声もあることから、当面、簡単な椅子やベンチ等を設置して、休憩できるスペースにしていきたいと考えています。その他の利用形態については、継続して検討していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第73号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第4号）を報告します。

委員から、きたごう保育園跡地を、クルドサック16のように町が主体となって宅地開発をしなかった理由は。との質疑に。

南藤曲のクルドサック16では、町営住宅を建てるため賃借していた土地を、町が買い上げ、宅地造成しました。5,600平方メートルの土地となり、南側が崖地となっていることで町がかかわり造成をしなければ難しい場所です。民間が参入することが見込まれないことから、町が県の家・庭一体のまちづくりという付加価値をつけて造成しました。一方、きたごう保育園跡地については、面積が約2,500平方メートルで、比較的大きくない土地であり、廃園後も事業者から引き合いもあり、造成についてもそれほど造作もなく民間が容易に工期もかけず造成できるとの判断から、この場所は民間で土地利用していただいた方が良いとして売却いたしました。との答弁がありました。

委員から、富士山須走口五合目トイレ使用協力金の減額について、原因は。また、適正な登山者数を町としてどの程度だと考えているか。との質疑に。

平成27年度は御嶽山や箱根の火山活動などの影響から、登山者も含め、五合目に訪れる来訪者が前年に比べ約2万人減少し、公衆トイレを利用する方も減少したことが主な原因です。適正な富士山の登山者数は、富士山世界文化遺産協議会で採択した富士山の保全状況報告書の中で、2018年7月までに登山者数の適正な数字を定めることが盛り込まれており、今後3年間かけて検討し、数字が示されることとなります。須走口の登山者については、ピーク時に比較すると半数以下に減少していますので、観光振興を考えるともう少し多くの登山者に須走口を利用していただけるように取り組みたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、ふるさと納税の返礼品で、予想より大きく伸びた品、逆に伸びなかった品は。今後の対応は。との質疑に。

予想以上に申し込みがあった品は、地元で工場のあるアイスクリームギフト券と電化製品と考えています。伸びなかった品は、まだ一つも発注されていない商品が様々な状況であり、一概に特定できないと考えます。今後は、申し込みのない返礼品を掲げている事業者を対象に、魅力ある商品への変更等について、事業者と相談をしていく必要があると考えています。との答弁がありました。

委員から、合併処理浄化槽設置奨励事業補助金の増額の理由は。との質疑に。

新規の住宅着工件数が当初の見込みより大幅に増えています。との答弁がありました。

委員から、財政調整基金の現時点での基金総額は。との質疑に。

予定どおり積み立てると、総額6億1,200万円ほどです。との答弁がありました。

委員から、富士山巡礼路特定調査研究負担金の詳細は。との質疑に。

富士山が世界遺産に登録された時に、富士山にある巡礼路を特定することになっています。静岡県世界遺産センター整備課が、はじめに須走の巡礼路を平成27年度から3年かけて調査するものです。調査に係る経費の3分の1を町が支出します。との答弁がありました。

ほか、未来拠点地方創生事業、広域行政組合富士山エコパーク負担金について質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第75号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第79号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）、議案第80号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第81号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された14議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、町道1063号線道路改良工事現場の現地視察を実施したことも併せて御報

告いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、12月9日、文教厚生委員会に付託されました5議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

12月9日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長及び課長補佐等、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

まず、議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について報告いたします。

委員から、コンビニ交付については賛成だが、町民の安心安全の期待に応えていくためのセキュリティ対策は。との質疑に。

セキュリティ対策は、情報のクラウド化やパソコンなどの端末を、個人番号を活用するものとはほかのものを分離して使用するなど、とれる対策を講じています。との答弁がありました。

委員から、テレビ番組で、本人が知らない間に住所を移され、住民票を利用して大きな借金を背負ったとの放送があった。恐ろしいものがあると感じた。そのような番組を知っているか。との質疑に。

事例の報道は承知しています。ただし、それはコンビニ交付とは別問題であり、窓口交付の際に本人確認の徹底をしていくことで、そのような事例が発生しないよう対応を取っていきます。との答弁がありました。

委員から、近隣自治体でコンビニ交付をしているか確認したい。との質疑に。

現在の制度でコンビニ交付をしている自治体は、御殿場市、清水町、掛川市が既に実施しています。個人番号カードを利用したコンビニ交付は、沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、伊豆市、伊豆の国市で準備が進められています。なお、伊豆の国市については、小山町と同様に戸籍の交付を予定しています。との答弁がありました。

委員から、絶対に事故がないとの保証があれば良いが、ないのであれば、近隣自治体と合わせてやった方が良いのではないか。との質疑に。

今の段階では、事故が起きないように方法をとっています。しかし、今後、これらの情報に対し攻撃してくる側も進歩して難しいところですが、想定される範囲の中できちっと対応していきます。また、どこかの自治体が初めにやらなければならないと思います。近隣自治体も個人番号カードを利用した交付を、時期の若干のずれはあるかもしれませんが、行っていくと聞いています。町については、3月8日から交付できるよう御理解をお願いします。との答弁がありました。

以上の答弁の後、採決の結果、議案第70号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について報告いたします。

委員から、このことによって消防団員が得をするのか損をするのか。表の数値について説明を。との質疑に。

国の法律で決まったもので、損得というものではないと考えています。このたび被用者年金制度の一元化を図るため、法律の一部改正があり、それに基づいた条例改正です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第74号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第4号）を報告いたします。

委員から、歳入の障害者自立支援給付費負担金の詳細は。との質疑に。

障害給付の中で、相談支援給付等の計画相談が充実されてきたことによるものです。平成26年度上半期では26件でしたが、平成27年度上半期では131件と大幅に伸びています。対象者は120名です。との答弁がありました。

委員から、歳入の障害児施設措置費負担金の詳細は。との質疑に。

障がいを持つ子どもたちが施設に通所するための扶助費です。この事業は、国庫負担金が2分の1、県支出金が4分の1で行っています。当初の見込みと実績見込みで、放課後デイの人数が1か月当たり54人と増えたため、その分の補正予算です。との答弁がありました。

委員から、歳入の民生費国庫補助金特別対策補助金の詳細は。との質疑に。

後期高齢者の脳ドックに対する補助金です。高齢者の方が脳ドックを受診される場合に扶助するもので、当初予算では20件を想定していましたが、受診の希望者が多いため10件分を補正しました。100%国庫補助です。との答弁がありました。

委員から、歳入の文化財保護基金繰入金の使い道は。との質疑に。

文化財保護等事業費補助金として、この基金を活用し、坂下区十王堂の収蔵施設の修繕を実施するため、所有者に交付する補助金です。との答弁がありました。

委員から、歳出の母子保健事業費、出産祝金支給の内容と未熟児養育医療費給付の該当人数は。との質疑に。

出産祝金は、第2子が生まれた際5万円、第3子以上に10万円を支給いたします。出生数が昨年度前期に比較し、今年度前期は10名ほど増えている現状から補正します。未熟児養育医療費給付の年間対象者は1人か2人といった状況です。との答弁がありました。

委員から、歳出の保育園費、園舎害虫駆除の対象と詳細、薬剤の効果は。との質疑に。

3保育園ときたごうこども園の合計4園を、この科目で計上しています。きたごうこども園の広がった面積に当たる部分を補正させていただきました。使用薬剤の対象は、ゴキブリやダニ、ネズミ等への効果がある薬剤です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第75号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を報告いたします。

委員から、職員人件費、一般職給の減額理由は。との質疑に。

4月の人事異動による精算となっています。職員の減員ではなく、人事異動によるものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第76号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました5議案の審査の経過と結果について委員長報告いたします。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第64号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第65号 小山町町民いこいの家の指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号 小山町自治基本条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 小山町景観条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号 小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号 小山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号 小山町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号 平成27年度小山町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第75号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第76号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第77号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第78号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし

す。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第79号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第80号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業補正予算(第1号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第81号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第19 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、1月18日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長、1月28日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員、2月1日から3日までの間に愛知県及び三重県で行う行政視察に全議員、2月5日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会広報研修会に広報対策特別委員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときには、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、報告第9号 専決処分の報告についての1件と、また、議会から、発議第7号 小山町議会基本条例の制定についての1件、合計2件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しております。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第9号の1議案、議会提出の発議第7号の1議案の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第9号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案いたしましたのは、報告第9号 専決処分の報告についての1件であります。

本案は、平成27年11月1日午前10時頃、竹之下地先の町道2408号線において発生した自動車損傷事故における損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により決定し、専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、この後、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告について

○議長(米山千晴君) 追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 報告第9号 専決処分の報告についてであります。

本案は、町道において発生しました自動車損傷事故における損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により決定し、専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要であります。平成27年11月1日午前10時頃、竹之下地内の町道2408号線を走行していた軽四輪自動車が、壊れてはみ出していた歩車道境界ブロックに接触し、助手席側後方のタ

イヤがパンク損傷したものであります。

原因は、町道管理の瑕疵と、相手方が安全運転を怠ったことに起因して発生したものと認められ、その過失割合は、町が3割、相手方が7割となり、損害賠償金4,034円を町が支払うことで示談が調い、平成27年11月30日に専決処分したものであります。

なお、これらの賠償金については、町が加入する静岡県町村会総合賠償補償保険により全額補填されます。

今後、町道の維持管理及び事故防止につきまして、更に細心の注意を払い、管理をしまいる所存でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

追加日程第3 発議第7号 小山町議会基本条例の制定について

○議長（米山千晴君） 追加日程第3 発議第7号 小山町議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 梶 繁美君。

○8番（梶 繁美君） ただいま議題となりました発議第7号 小山町議会基本条例の制定について、議員の提案として提出いたします。提出者を代表しまして提案理由の説明をただいまから申し上げます。

まず、議会基本条例制定の目的であります。

現在、少子高齢化が進行し人口減少社会が到来する中、日本を取り巻く様々な状況の変化は著しく、小山町もそれらに伴う課題に直面しております。このような中、地方自治体の団体意思を決定し、執行機関を監視する役割を担う地方議会の役割は、更に重要度を増してきていると認識しております。

また、それに伴って、地方議会制度においても、議会の権限や自由度の拡大に資する制度改正が積み重ねられてきております。各地方自治体における議会の自主性を発揮できる環境が整いつつあります。

このような中、私ども小山町議会では、平成24年3月に議会改革調査特別委員会を設置し、我々小山町議会ができることから始めようといった身近な改革から取り組み始めました。これは、住民から負託を受けた我々議員が実のある改革を実行することが最も議会改革につながる道と考えたからであります。そこで、これまで実施してまいりました一問一答方式の導入や委員会の傍聴規定など、様々な改革を実施してきたことは事実であります。今後の小山町議会のあるべき姿を議会の最高規範としてお示しするため、議会基本条例を制定するものであります。

次に、条例制定の経過に関しましては、前の議員の任期中である平成26年6月から議会改革調

査特別委員会で具体的な検討を始め、議員全員による議会基本条例における重要項目に関するアンケート調査から始まり、更に特別委員会内に5名の分科会メンバーを選出し、具体的な条文の検討を行ってまいりました。そして、7回の分科会と特別委員会に分科会からの報告、議論することを繰り返し、平成26年9月30日に特別委員会において議会基本条例案として取りまとめました。

しかし、その際、町でも自治基本条例の制定が進められておりましたが、平成26年度中の策定が難しくなったことから、二元代表制の両端を担う、町と議会の目指すべき方向性にそごがなくてはならないため、平成26年度中の制定を見送り、平成27年3月定例会に議会基本条例案を議長にお預けする形で特別委員会の報告としました。

そして、平成27年4月の議会改選により、議会議員の構成は変わりましたが、このたび自治基本条例が上程されるに当たり、私どもの特別委員会でも議会基本条例と自治基本条例の整合性を図りながら、新しく加わった議員の意見も組み込み、更にパブリックコメントを経て、このたび上程する運びとなりました。

次に、提出した条例案の概要を申し上げます。

条例は、6章からなる全16条の構成となっております。

前文は先ほど申し上げましたとおり、今後の小山町議会のあるべき姿をうたっております。

本文の主な概要を章ごとに御説明すると、第1章では総則として本条例の制定目的を制定しております。

第2章では、議会として町民を代表する議事機関としての役割等を強く認識し、広く町民の声を議会に反映することなどを議会の使命や活動原則として制定しております。

次に、第3章では、議員として、町民から負託を受けた議員としての責務や、それらを実現するための議員の活動原則と議員定数や報酬に関する考えを制定しております。

次に、第4章では、町民と議会として、町民の皆様と協働のまちづくりを目指すため、議会での意思決定過程を町民へ説明することや議会報告会などについて制定しております。

次に、第5章では、町長等と議会として、町長等の執行機関と議会が互いに緊張感のある中で協力し合い、最良のまちづくりをしていくことなどを制定しております。

そして、第6章では、この条例を小山町議会の最高規範として位置づけることとし、この条例に関して共通理解を深めることや継続した見直しについて制定しております。

なお、条例の施行期日は、附則において平成28年4月1日からとしております。

以上が、提出条例の概要であります。

最後になりますが、この条例を制定することは、前文にお示したように、地方分権の時代にふさわしい、町民に信頼され、存在感のある議会であり続けるため、不断の議会改革に努めることの始まりであります。ここに示す小山町議会のあるべき姿を実現することが、必ずや小山町のさらなる発展につながっていくことを確信しております。

提出者 梶 繁美

賛成者 遠藤 豪、佐藤省三、鈴木 豊、高畑博行、菌田豊造、阿部 司、渡辺悦郎、池谷洋子、込山恒広、池谷 弘

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げて、提案理由とさせていただきます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員です。また、議会改革調査特別委員会及び議員懇談会において審議、了承を得ておりますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本発議は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成27年第6回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前11時04分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広